ProSTAFF Cloud

# 年末調整処理手順

（WEB 申告） 2026 年版

ITECS アイテックス株式会社

# 改訂履歴

| No. | 改訂日付 | 改訂箇所 | 改訂内容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 2026/10/09 | | ・新規作成 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

# はじめに

本書には、WEB 申告を使用する場合の、各種申告機能の操作の流れなどを記載しております。
年末調整処理の全体的な流れなど、年末調整業務担当者向けの内容につきましては、別紙をご覧ください。

・2026 年年末調整手順書_申告業務編.pdf　（年末調整業務担当者向け）
　事前準備から、各種申告書の回収までの手順を記載しております。
　紙の申告書を回収する運用、WEB 申告を使用して回収する運用 の両方に対応しております。

・2026 年年末調整手順書_WEB 申告.pdf　（社員向け）　※本書です
　WEB 申告を使用する場合の、各種申告機能の操作の流れなど、社員向けの手順を記載しております。

・2026 年年末調整手順書_本編.pdf　（年末調整業務担当者向け）
　各種申告書を回収した後の、計算処理、届書出力などの手順を記載しております。

# CONTENTS


WEB による申告書入力 1
各申告書のフロー 3
機能説明 17
1．当年分 給与所得者の扶養控除等申告書、基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 17
前提事項、事前準備画面 17
1. 基本情報 17
2. 本人の所得 20
3. 配偶者 22
4. 扶養親族 28
5. 障害者 35
6. 所得金額調整控除 36
7. 確認画面 40
2．保険料控除申告書 41
前提事項、事前準備画面 41
1. 基本情報の確認 41
2. 準備内容の確認 41
3. 生命保険料控除の特例の確認 42
4. 一般の生命保険料情報の入力 43
5. 介護医療保険料情報の入力 44
6. 個人年金保険料情報の入力 45
7. 生命保険料サマリー 46
8. 地震保険料情報の入力 47
9. 社会保険料情報の入力 48
10. 小規模企業共済等掛金情報の入力 49
11. 確認画面 50
3．翌年分 給与所得者の扶養控除等申告書 51
前提事項、事前準備画面 51
1. 基本情報 52
2. 本人の所得 53
3. 配偶者 54
4. 扶養親族 58
5. 障害者 65
6. 確認画面 66

# WEB による申告書入力

自身の PC（もしくはスマートフォン）から以下の申告を登録、提出を行います。
ナビゲーションに従って画面の質問に回答することで、申告書が作成されます。

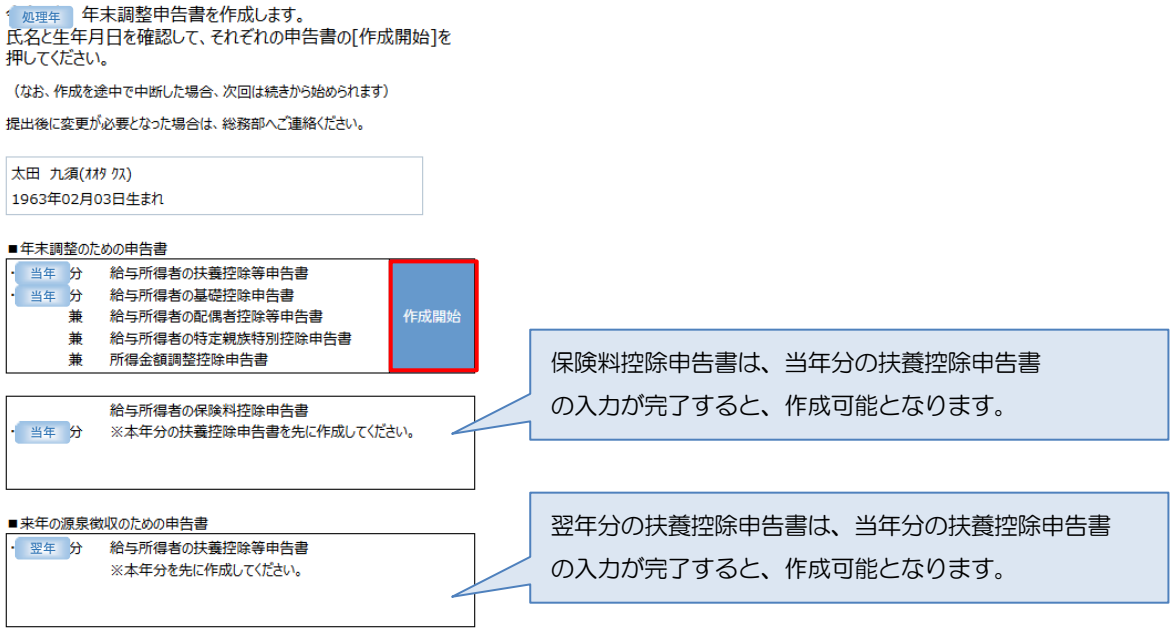
- 2026 年（令和８年）給与所得者の扶養控除等申告書（当年分）
- 2026 年（令和８年）給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼
  特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 2026 年（令和８年）給与所得者の保険料控除申告書
- 2027 年（令和９年）給与所得者の扶養控除等申告書（翌年分）

## 基本的な操作方法

WEB 画面の「TAX 年末調整」ボタンから申告書の入力を始めます。
※使用可能な期間は年末調整業務担当者により制限されており、期間外の場合はご利用いただけません。



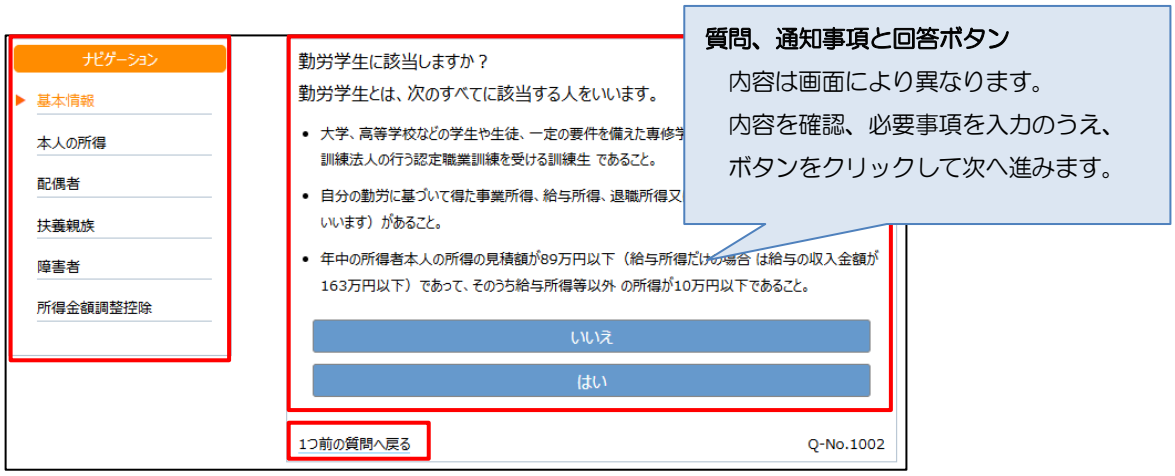

「TAX 年末調整」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。





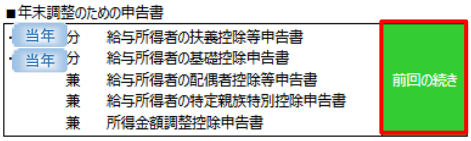

［目次に戻る］

「作成開始」をクリックすると、申告書の入力画面が表示されますので、画面に表示される内容をご確認のうえ、回答、入力を行ってください。

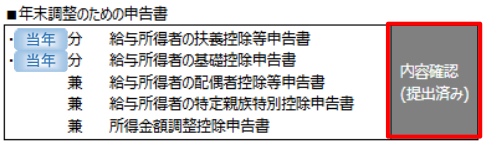



回答の途中で前の質問に戻る場合は、左下の「1 つ前の質問へ戻る」をクリックします。
左側の「ナビゲーション」を使用すると、選択した画面まで戻ります。
※戻る操作のみ可能です。質問をスキップして先へ進むことはできません。
※スマートフォンをご利用の場合、左下に「特定の質問へ戻る」が表示されます。
　クリックすることにより「ナビゲーション」が表示されます。

回答途中で画面から離れたときは、そこまでの回答が保存されます。
この場合、トップ画面の表示が「前回の続き」に変わります。
「前回の続き」をクリックすると、前回中断した画面が表示され、続きの内容を入力できます。



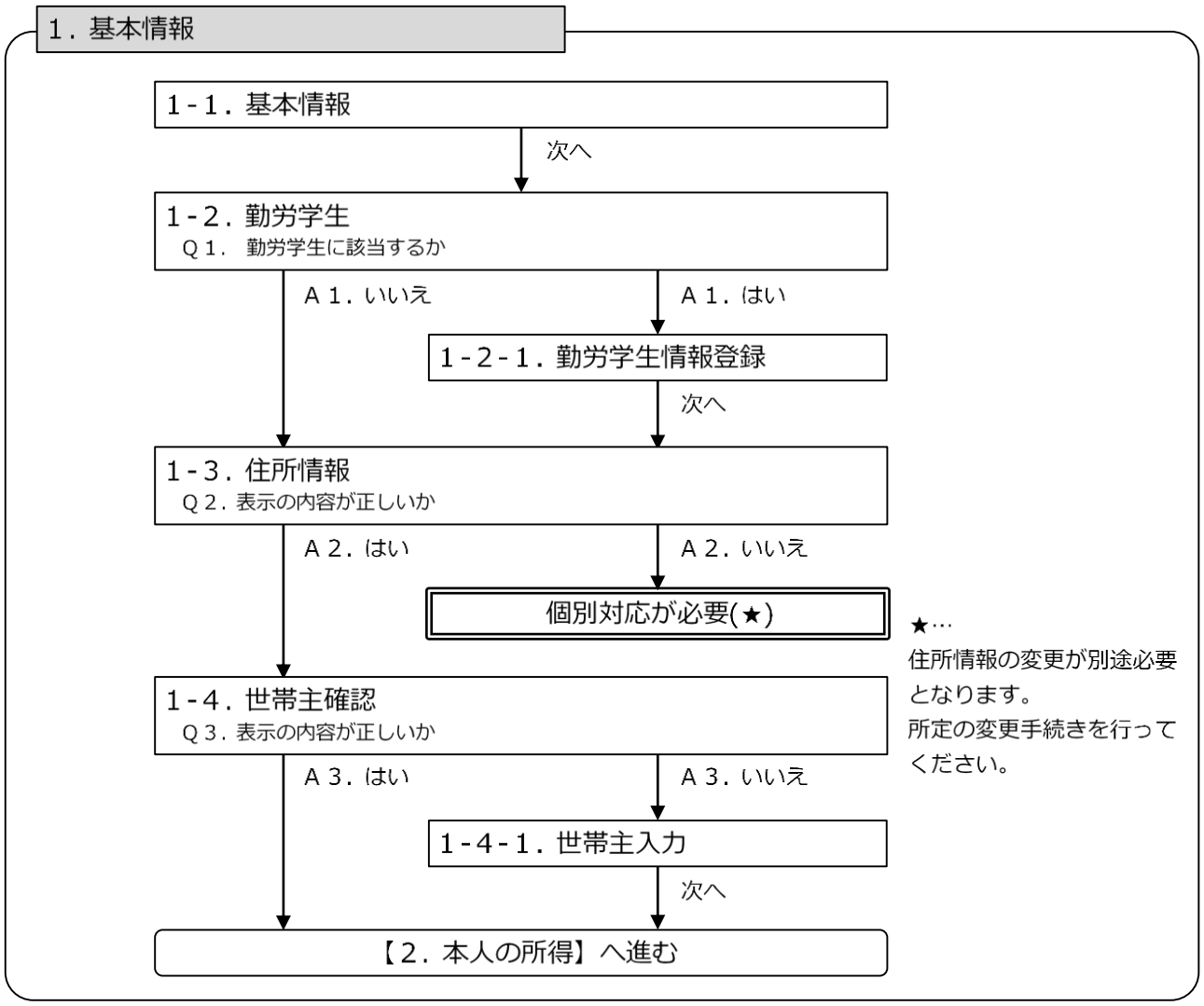

入力が完了すると、トップ画面の表示が「内容確認」に変わります。
「内容確認」をクリックすると、最終確認画面（申請時の最後に表示される画面）が表示されます。




※申告書作成中に、表示されている人事情報が間違っていた場合は、登録を一旦休止して人事担当者へ連絡してください。
※「現在、申告の期間外のためご利用いただけません。」と表示される場合は、申告期間が開始前もしくは終了済の状態です。申告を行える具体的な期間は、年末調整業務担当者にご確認ください。
※「必要な情報が作成されていません。管理担当者に連絡してください。」と表示される場合は、申告書の基となるデータが作成されていない状態です。メッセージが表示された旨を年末調整業務担当者へご連絡の上、データ作成を依頼してください。

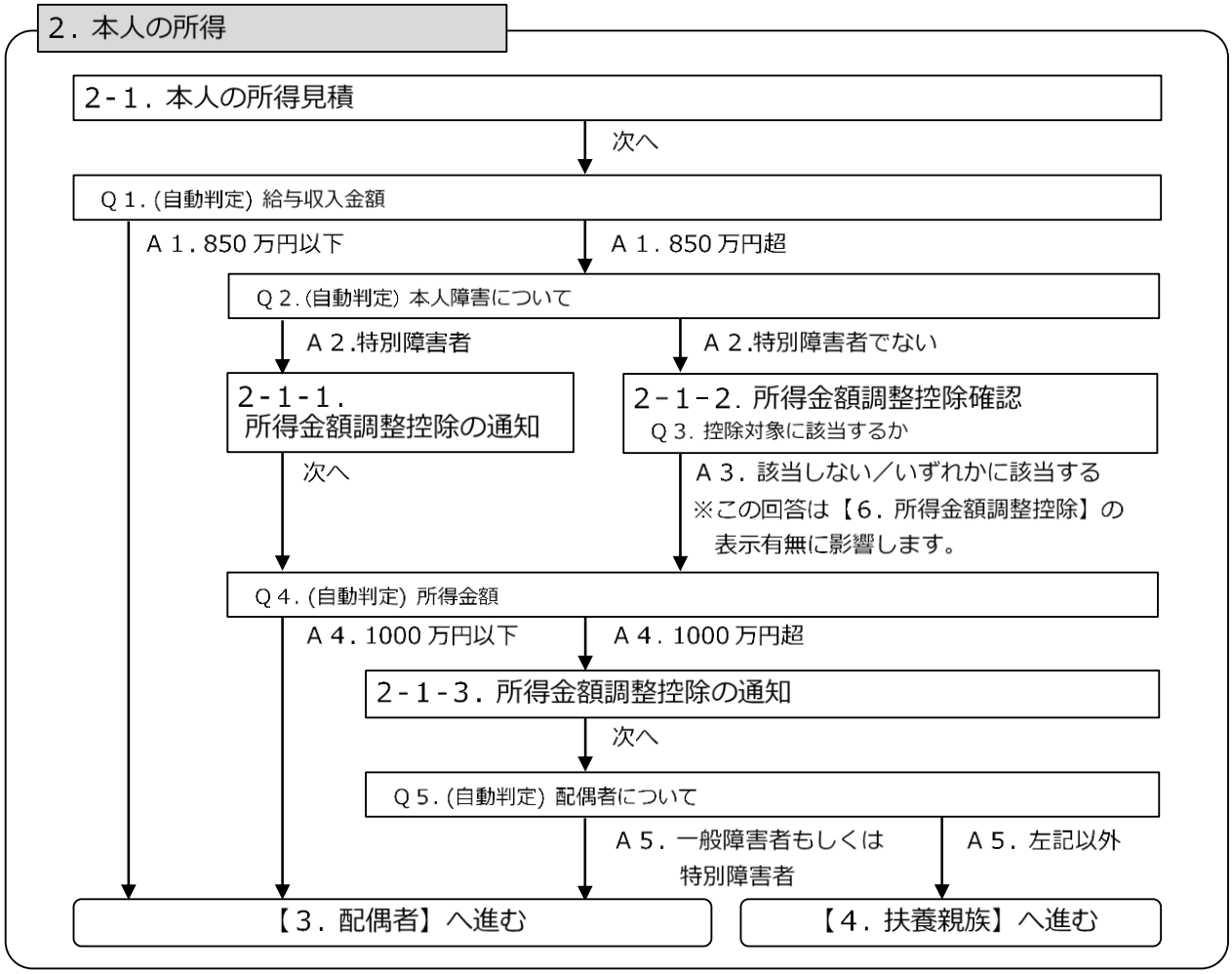
# 各申告書のフロー

## 1．当年分 給与所得者の扶養控除等申告書、 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書





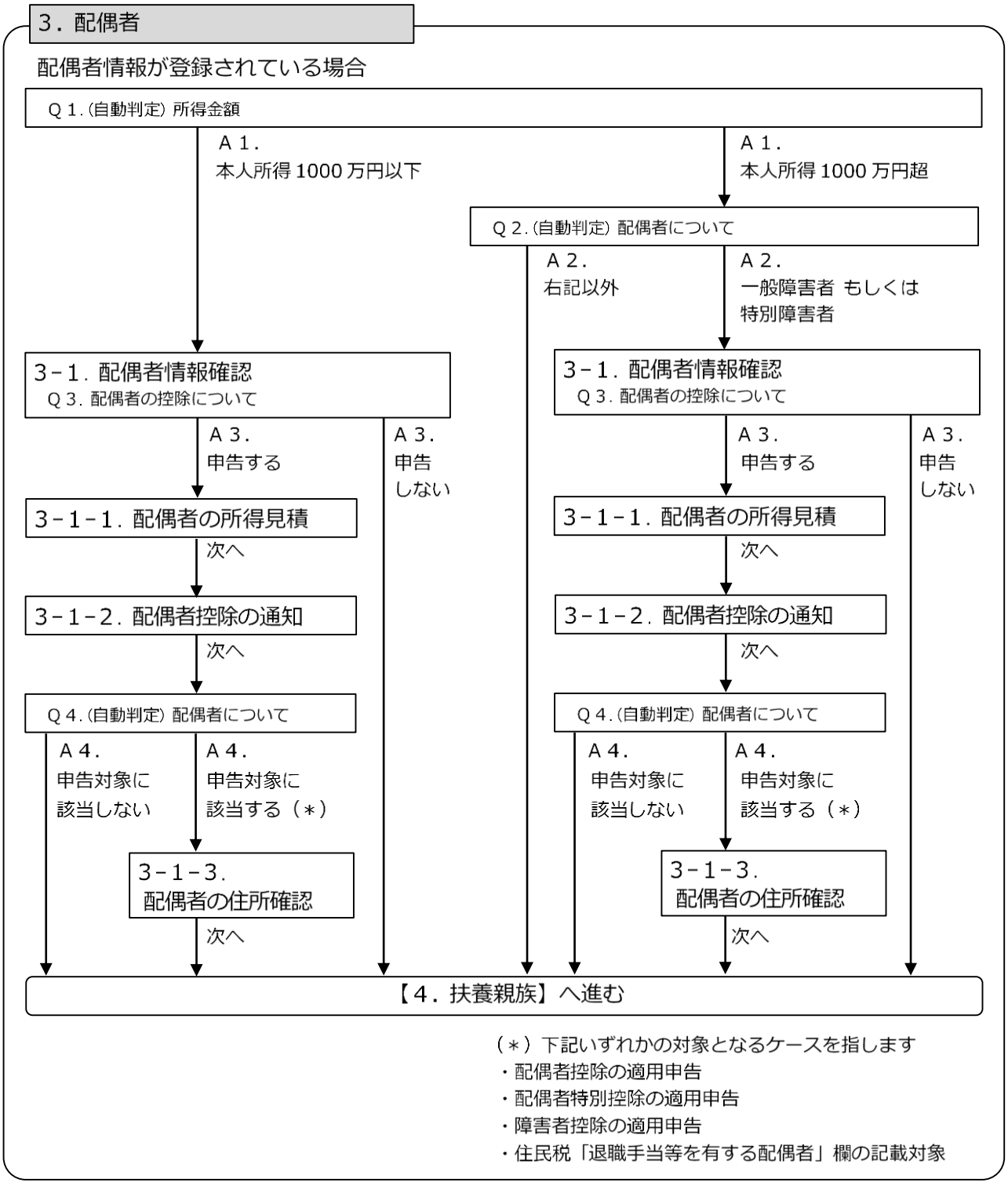

［目次に戻る］


2．本人の所得
2-1．本人の所得見積
次へ
Q 1．(自動判定) 給与収入金額
A 1．850 万円以下
A 1．850 万円超
Q 2．(自動判定) 本人障害について
A 2．特別障害者
A 2．特別障害者でない
2-1-1．
所得金額調整控除の通知
2-1-2．所得金額調整控除確認
Q 3．控除対象に該当するか
次へ
A 3．該当しない／いずれかに該当する
※この回答は【6．所得金額調整控除】の
表示有無に影響します。
Q 4．(自動判定) 所得金額
A 4．1000 万円以下
A 4．1000 万円超
2-1-3．所得金額調整控除の通知
次へ
Q 5．(自動判定) 配偶者について
A 5．一般障害者もしくは
特別障害者
A 5．左記以外
【3．配偶者】へ進む
【4．扶養親族】へ進む



［目次に戻る］

【3. 配偶者】は、配偶者情報が登録されているか否か等により、表示される内容が異なります。

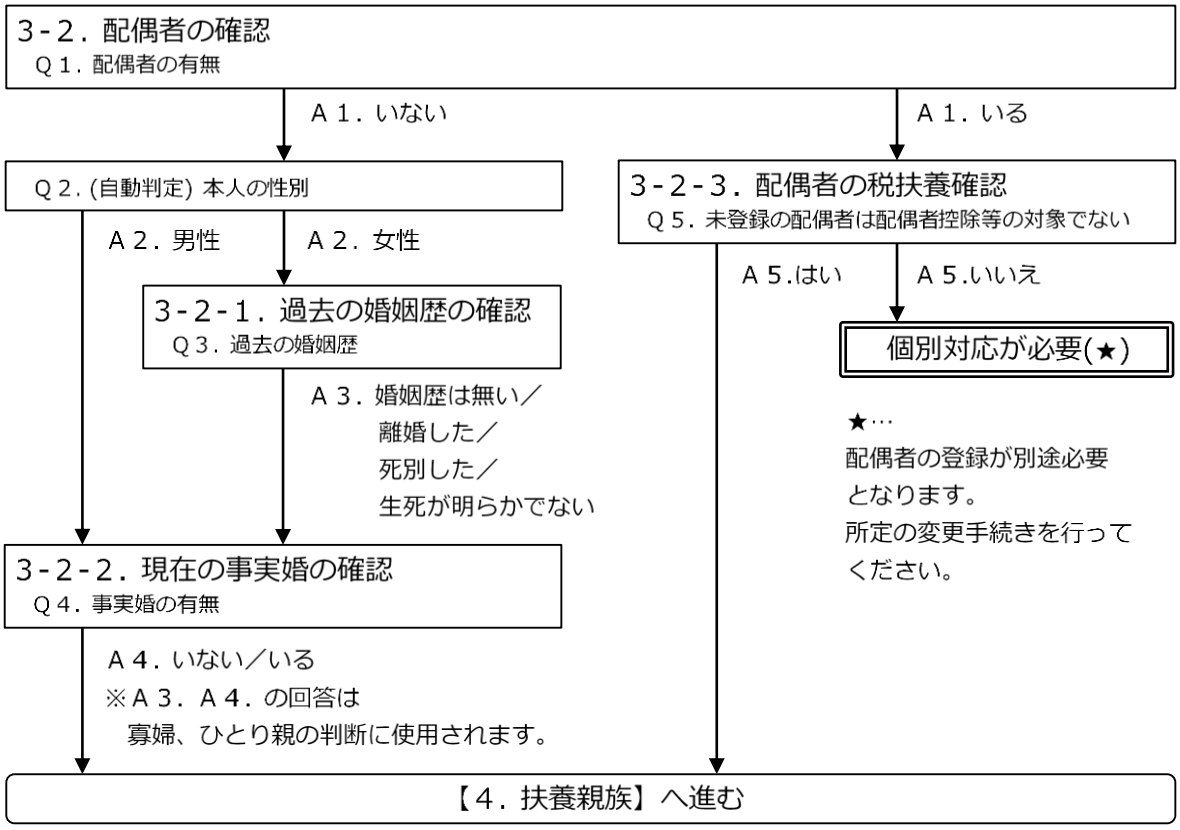





［目次に戻る］

## 3．配偶者

配偶者情報が登録されていない場合（年の途中で死亡した配偶者もいない場合）

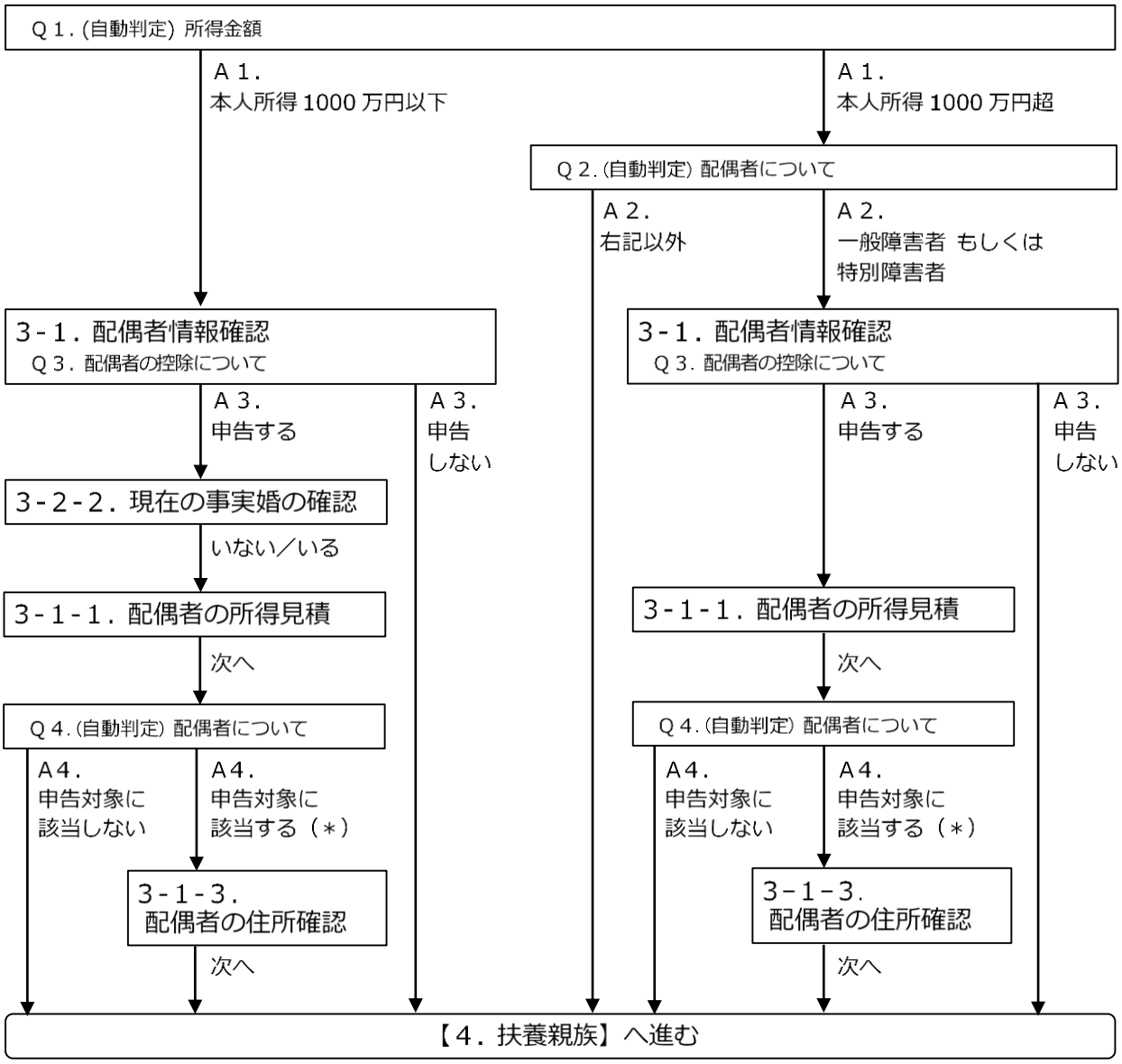





［目次に戻る］

## 3．配偶者

現在有効な配偶者情報が登録されておらず、年の途中で死亡した配偶者がいる場合

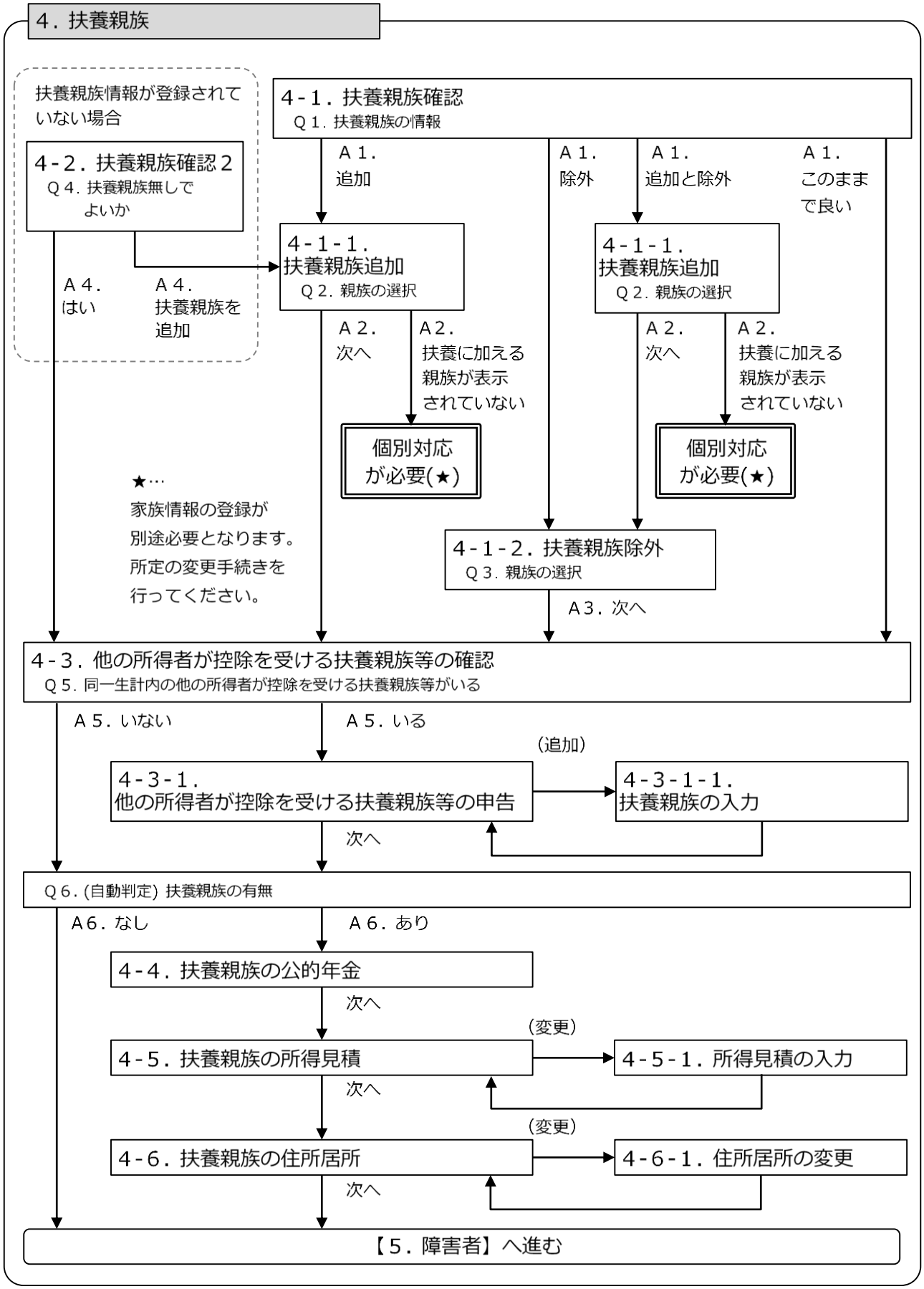



（＊）下記いずれかの対象となるケースを指します

- 配偶者控除の適用申告
- 配偶者特別控除の適用申告
- 障害者控除の適用申告
- 住民税「退職手当等を有する配偶者」欄の記載対象



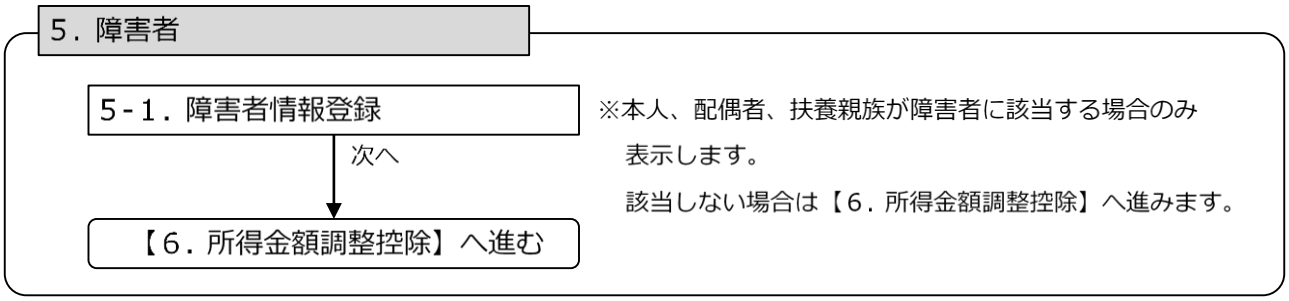
［目次に戻る］


4．扶養親族
扶養親族情報が登録されていない場合
4-2．扶養親族確認２
Q４．扶養親族無しでよいか
A４．はい
A４．扶養親族を追加
4-1．扶養親族確認
Q１．扶養親族の情報
A１．追加
A１．除外
A１．追加と除外
A１．このままで良い
4-1-1．扶養親族追加
Q２．親族の選択
A２．次へ
A２．扶養に加える親族が表示されていない
個別対応が必要(★)
★…家族情報の登録が別途必要となります。所定の変更手続きを行ってください。
4-1-2．扶養親族除外
Q３．親族の選択
A３．次へ
4-3．他の所得者が控除を受ける扶養親族等の確認
Q５．同一生計内の他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる
A５．いない
A５．いる
(追加)
4-3-1．他の所得者が控除を受ける扶養親族等の申告
4-3-1-1．扶養親族の入力
次へ
Q６．(自動判定) 扶養親族の有無
A６．なし
A６．あり
4-4．扶養親族の公的年金
次へ
(変更)
4-5．扶養親族の所得見積
4-5-1．所得見積の入力
次へ
(変更)
4-6．扶養親族の住所居所
4-6-1．住所居所の変更
次へ
【５．障害者】へ進む

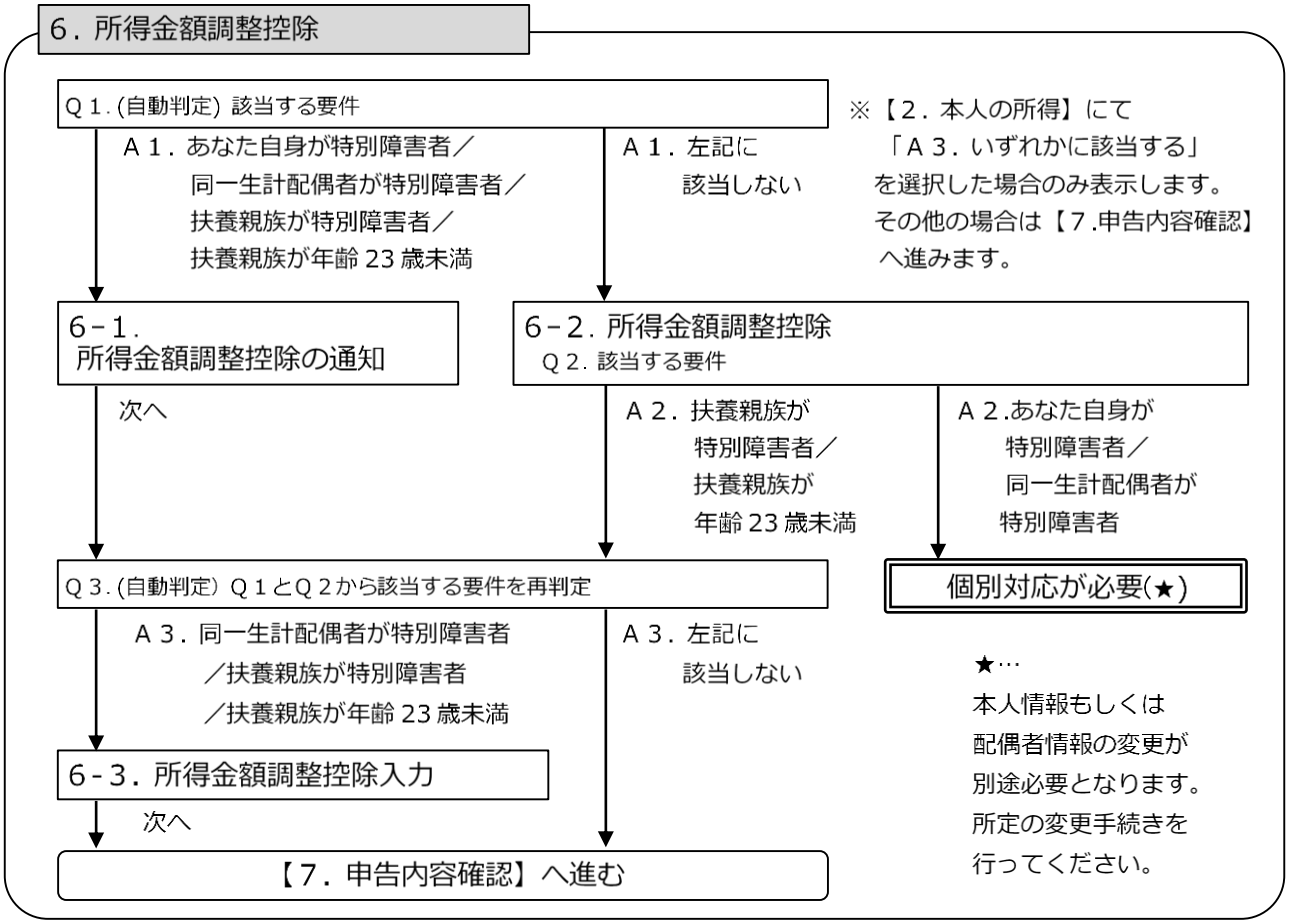


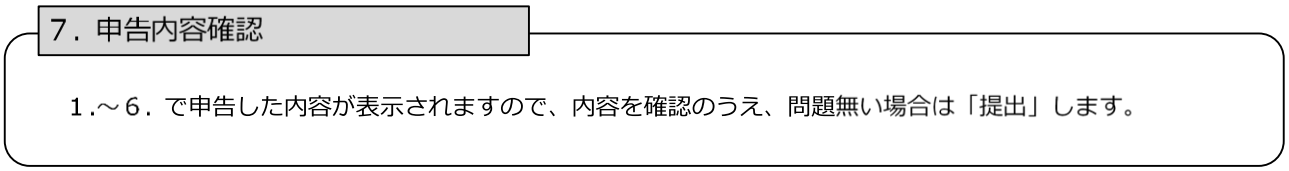
［目次に戻る］

【5. 障害者】は、本人、配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合のみ表示されます。




【6. 所得金額調整控除】は、【2. 本人の所得】にて、所得金額調整控除要件「いずれかに該当する」を選択した場合のみ表示されます。

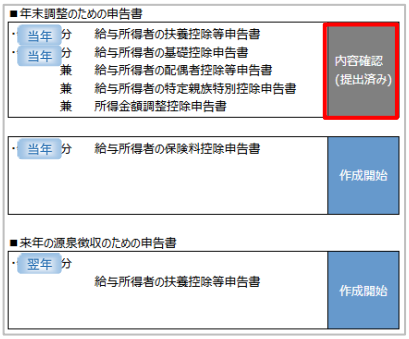


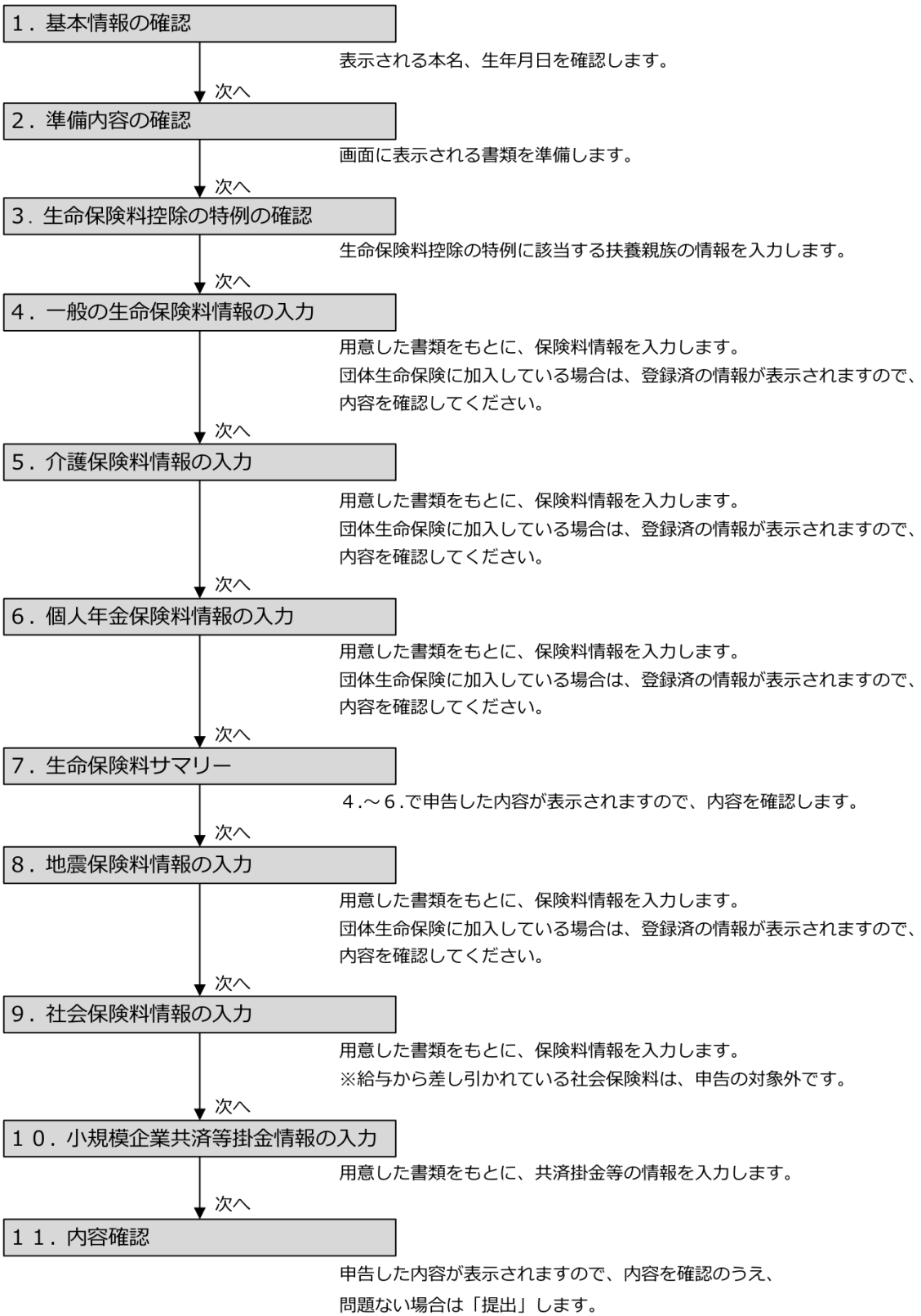

各画面の詳細は、1．当年分 給与所得者の扶養控除等申告書、基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書をご参照ください。

解説

●提出後は　トップ画面が以下のように変わり、申告内容の変更が行えなくなります。



## 2. 保険料控除申告書

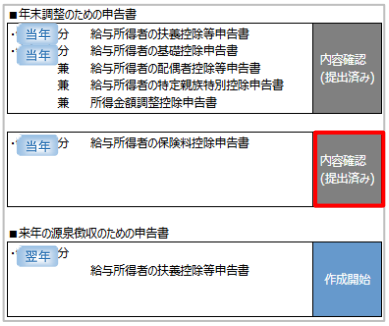



申告する保険料が無い場合は、すべての画面で何も入力せず次へ進み、提出を行ってください。

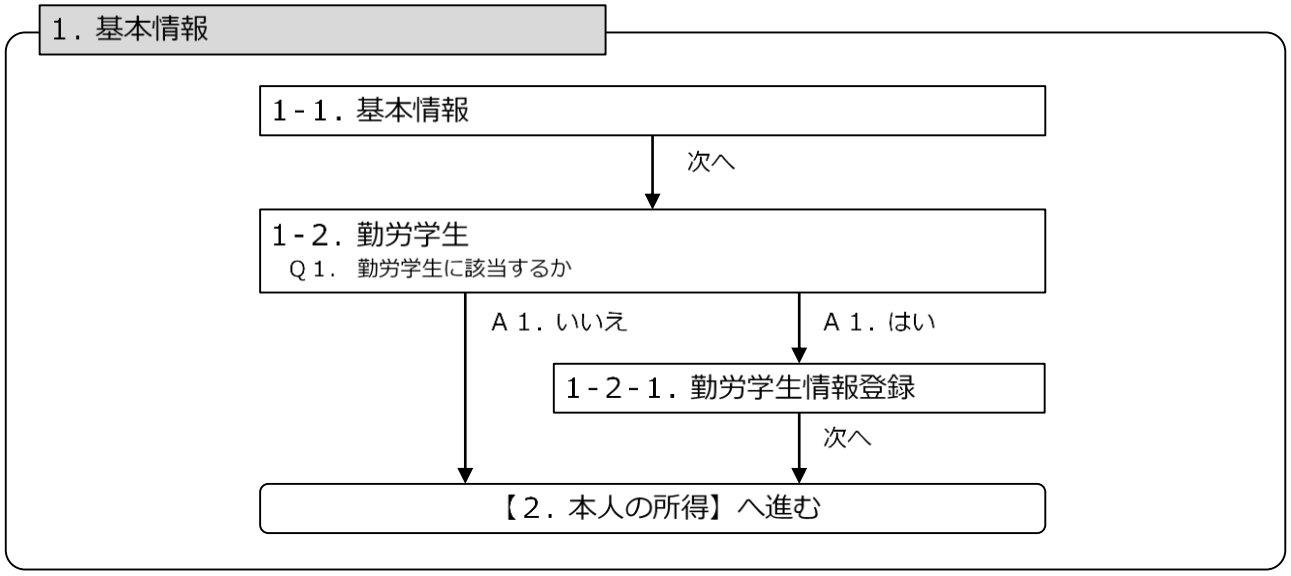
各画面の詳細は、2. 保険料控除申告書 をご参照ください。

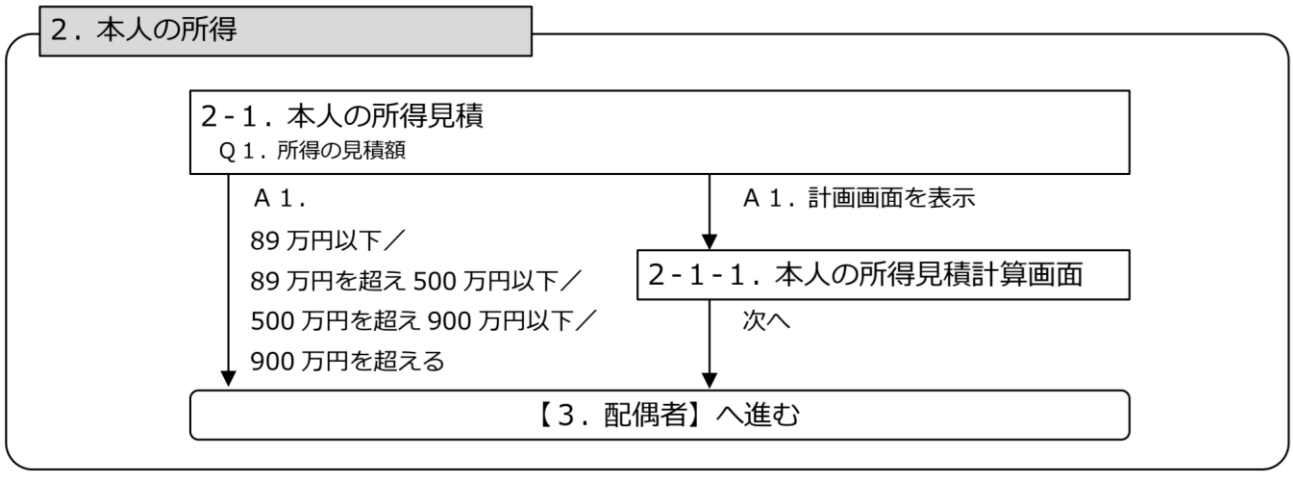
解説

●提出後は　トップ画面が以下のように変わり、申告内容の変更が行えなくなります。



## 3. 翌年分 給与所得者の扶養控除等申告書

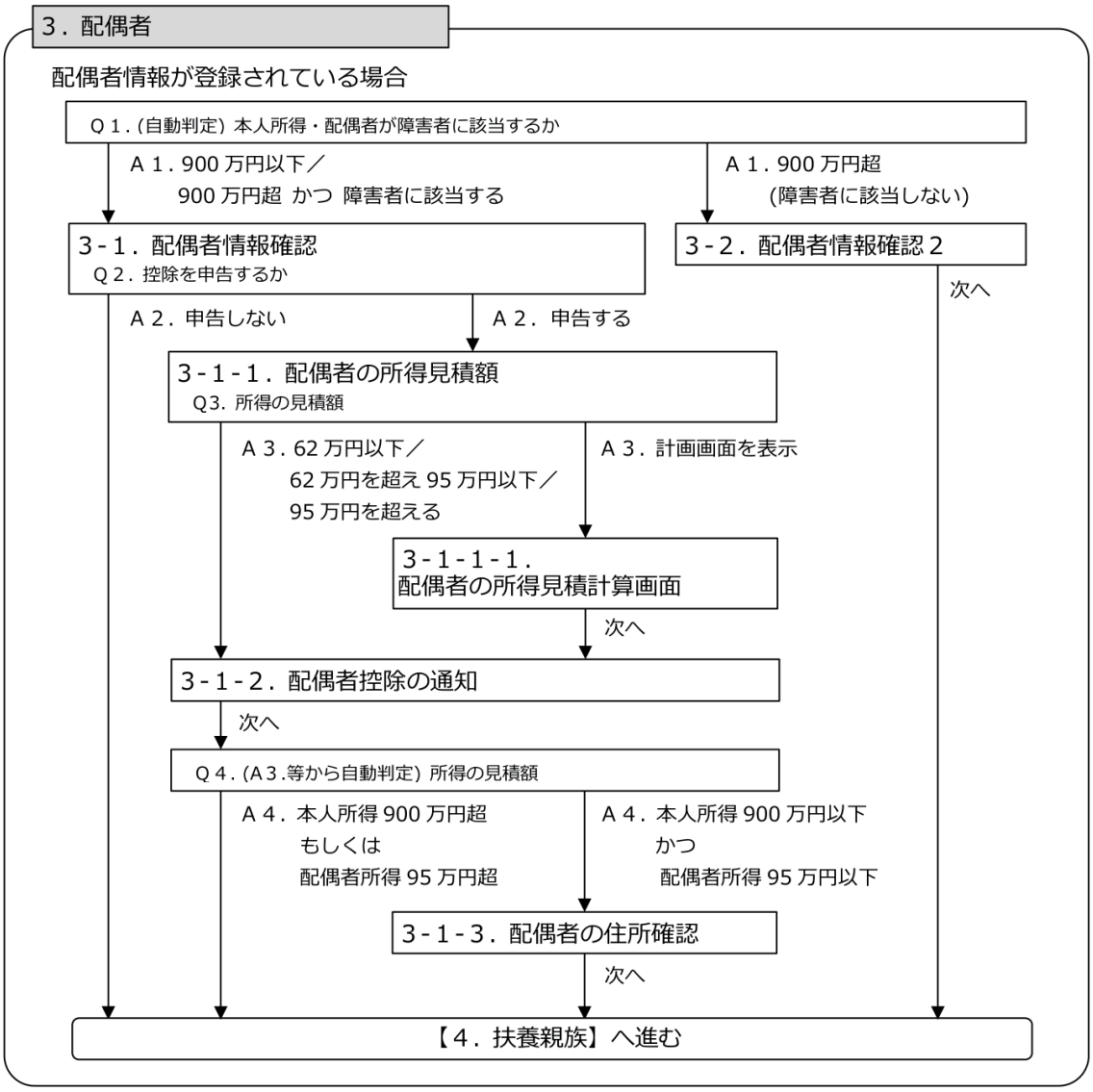


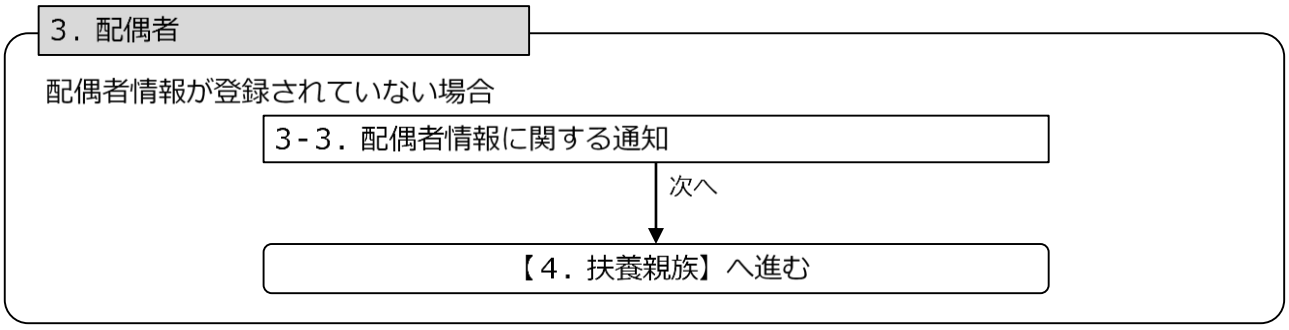






［目次に戻る］

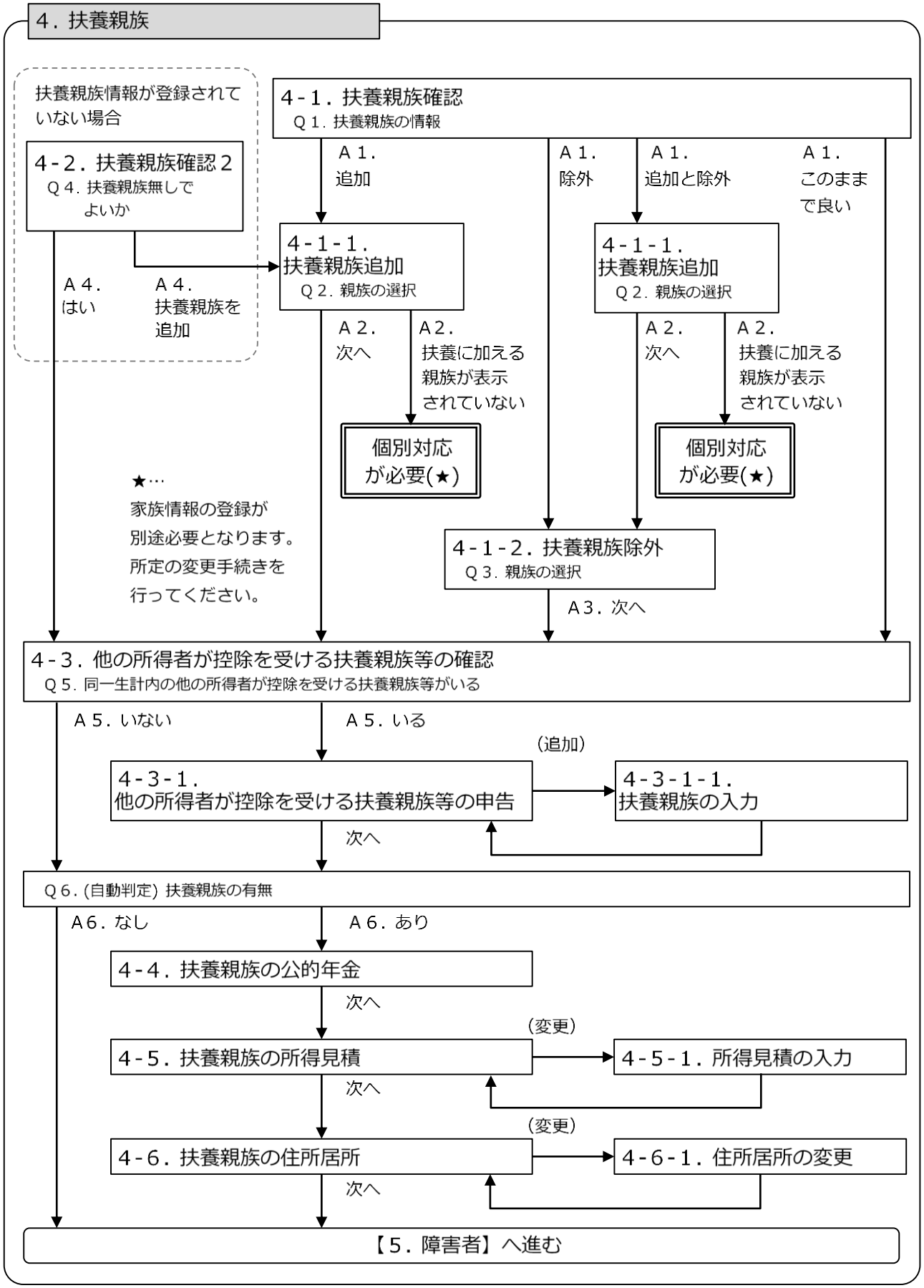
【3. 配偶者】は、配偶者情報が登録されているか否かにより、表示される内容が異なります。






［目次に戻る］


4．扶養親族
扶養親族情報が登録されていない場合
4-2．扶養親族確認２
Q４．扶養親族無しでよいか
A４．はい
A４．扶養親族を追加
4-1．扶養親族確認
Q１．扶養親族の情報
A１．追加
A１．除外
A１．追加と除外
A１．このままで良い
4-1-1．扶養親族追加
Q２．親族の選択
A２．次へ
A２．扶養に加える親族が表示されていない
個別対応が必要(★)
4-1-1．扶養親族追加
Q２．親族の選択
A２．次へ
A２．扶養に加える親族が表示されていない
個別対応が必要(★)
★…家族情報の登録が別途必要となります。所定の変更手続きを行ってください。
4-1-2．扶養親族除外
Q３．親族の選択
A３．次へ
4-3．他の所得者が控除を受ける扶養親族等の確認
Q５．同一生計内の他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる
A５．いない
A５．いる
（追加）
4-3-1．他の所得者が控除を受ける扶養親族等の申告
4-3-1-1．扶養親族の入力
次へ
Q６．(自動判定) 扶養親族の有無
A６．なし
A６．あり
4-4．扶養親族の公的年金
次へ
（変更）
4-5．扶養親族の所得見積
4-5-1．所得見積の入力
次へ
（変更）
4-6．扶養親族の住所居所
4-6-1．住所居所の変更
次へ
【５．障害者】へ進む



［目次に戻る］

【5. 障害者】は、本人、配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合のみ表示されます。

**5．障害者**

5-1．障害者情報登録

次へ

【6．申告内容確認】へ進む

※本人、配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合のみ表示します。
該当しない場合は【6．申告内容確認】へ進みます。

**6．申告内容確認**

1.～5．で申告した内容が表示されますので、内容を確認のうえ、問題無い場合は「提出」します。

各画面の詳細は、3. 翌年分 給与所得者の扶養控除等申告書 をご参照ください。

解説

●提出後は　トップ画面が以下のように変わり、申告内容の変更が行えなくなります。






[目次に戻る]

# 機能説明

# 1．当年分 給与所得者の扶養控除等申告書、基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

## 前提事項、事前準備画面

扶養控除等申告書、基礎・配偶者・特親・所得金額調整控除申告書を作成する際の前提事項、事前準備が表示されます。内容を確認し、「了解しました」をクリックします。

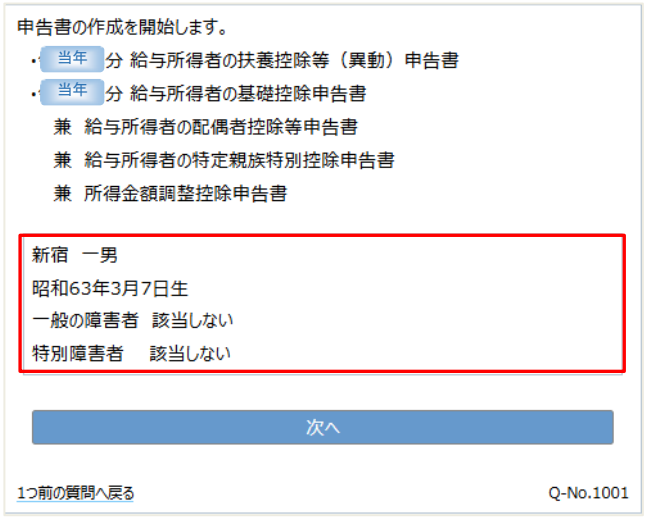



## 1． 基本情報

### 1-1. 基本情報

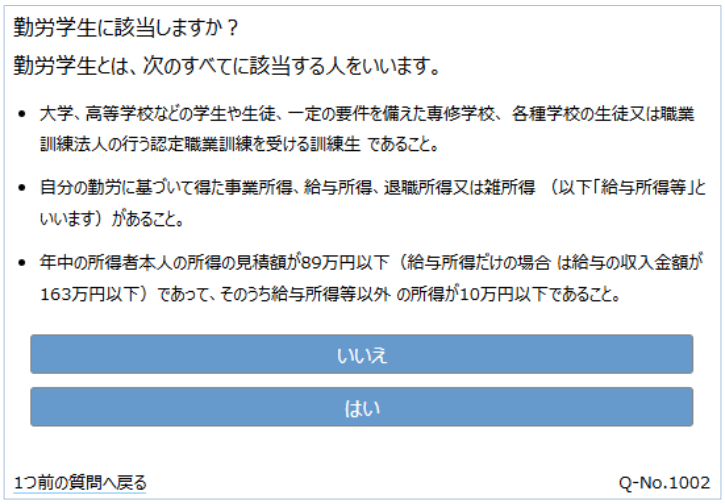
表示される基本情報を確認のうえ、次へ進みます。

※本名、生年月日、障害者区分に誤りがある場合は、別途基本情報の変更が必要です。
申告書の登録を休止し、人事担当者へ連絡してください。



## 1-2. 勤労学生

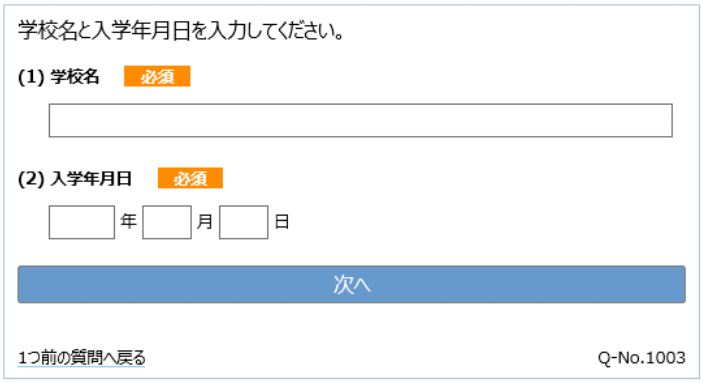
表示される勤労学生の要件を確認のうえ、あなたが勤労学生に該当するか否かを回答します。




### 1-2-1. 勤労学生情報登録

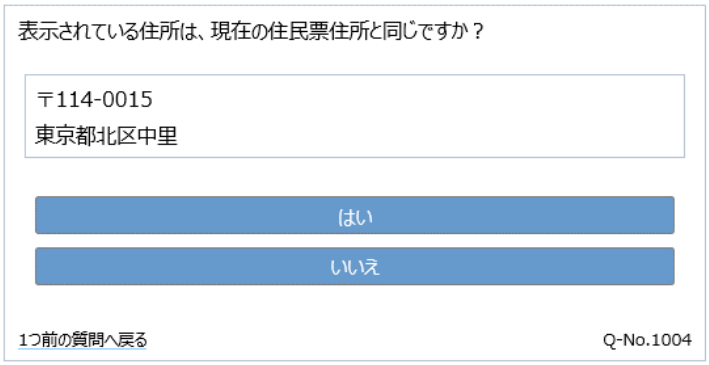
（1-2. にて「はい」を選択した場合のみ表示されます）

学校名と入学年月日を入力します。




## 1-3. 住所情報

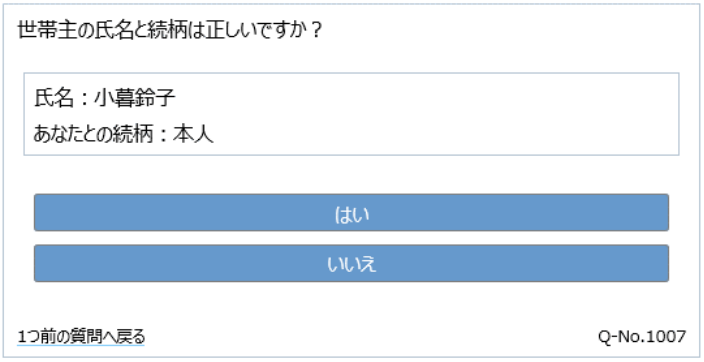
表示される住所を確認のうえ、実際に住民票を提出している住所と同じか否かを回答します。




※表示内容に誤りがある場合（「いいえ」を選択した場合）は、別途住所の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。

## 1-4. 世帯主確認

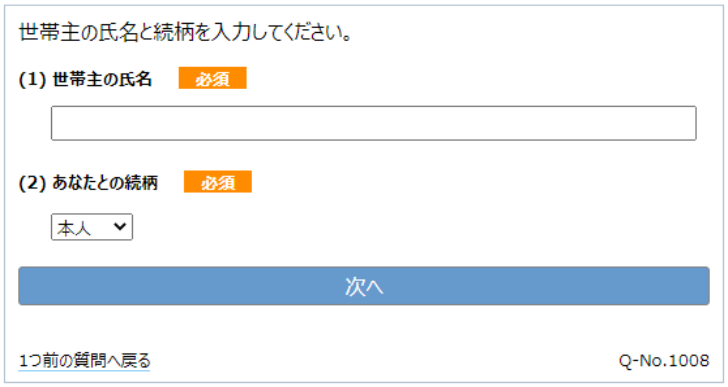
表示される世帯主の氏名と続柄を確認のうえ、内容が正しいか否かを回答します。




### 1-4-1. 世帯主入力

（1-4. にて「いいえ」を選択した場合 もしくは 世帯主が未登録の場合のみ表示されます）

世帯主の氏名と続柄を入力します。

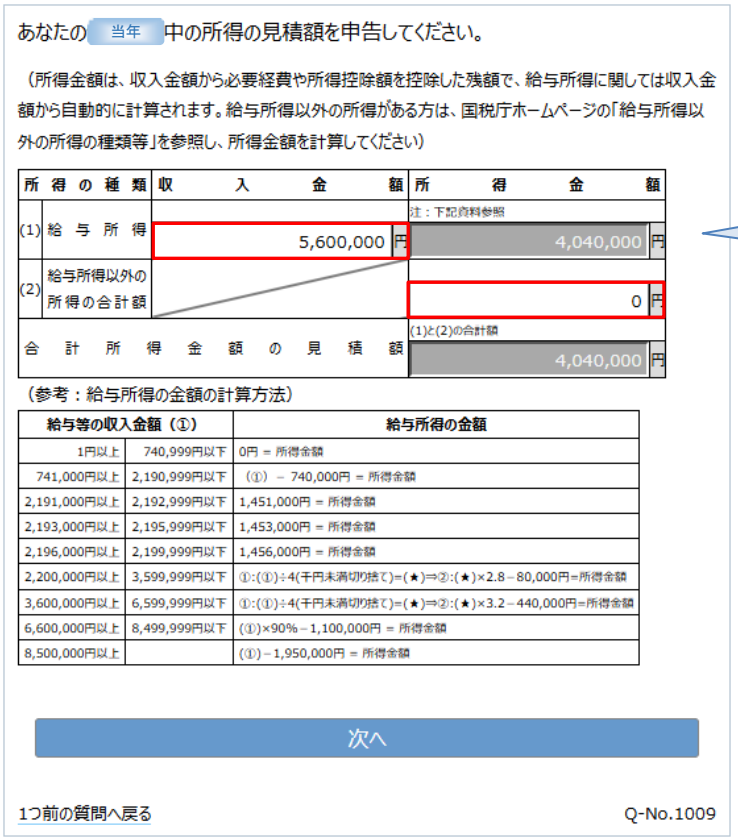


## 2.　本人の所得

### 2-1. 本人の所得見積

給与収入金額、給与所得以外の所得金額を入力します。
給与収入金額を入力すると所得金額が自動計算されます。

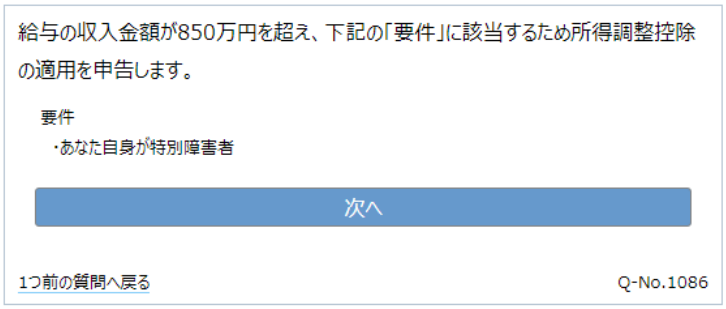
※給与所得以外の所得金額には、給与以外の収入金額から、必要経費や所得控除額を控除した残額を入力してください。




給与所得金額は自動算出されます。
計算方法は、画面下の表のとおりです。

### 2-1-1. 所得金額調整控除の通知１

（2-1. にて入力した給与収入金額が 850 万円超、かつ本人が特別障害者の場合に表示されます）
これまでの入力内容に応じた通知事項が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。



## 2-1-2. 所得金額調整控除確認

（2-1. にて入力した給与収入金額が 850 万円超、かつ本人が特別障害者でない場合に表示されます）

表示される要件を確認のうえ、該当するか否かを回答します。

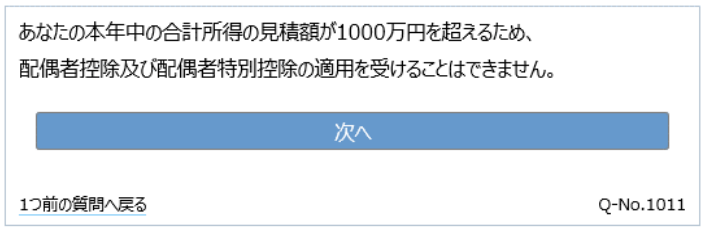



## 2-1-3. 所得金額調整控除の通知２

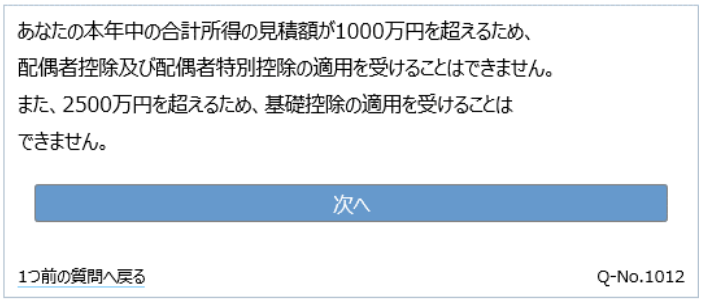
（2-1. にて算出された所得金額が 1000 万円超の場合のみ表示されます）

これまでの入力内容に応じた通知事項が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。

所得金額が 1000 万円超 2500 万円以下




所得金額が 2500 万円超



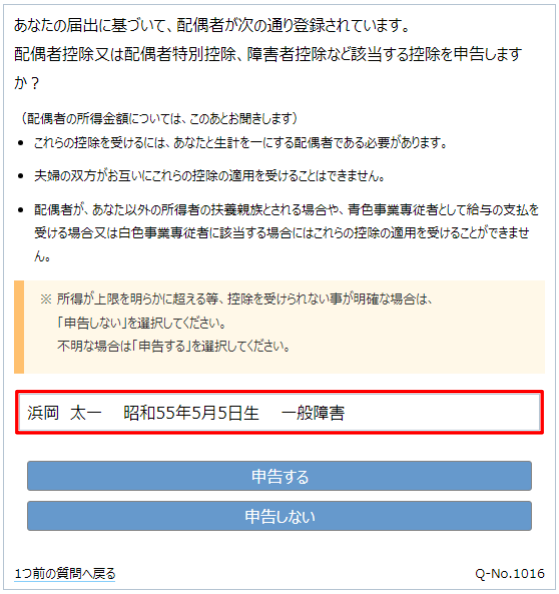
# 3.　配偶者

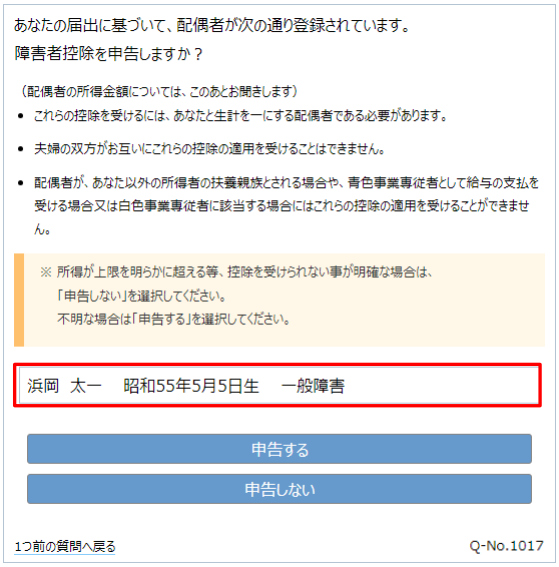
## 3-1. 配偶者情報確認

（配偶者情報が登録されている場合のみ表示されます（*1））

表示される配偶者情報を確認のうえ、控除もしくは配偶者特別控除を申告するか否かを回答します。

※配偶者の氏名、生年月日、障害者区分等に誤りがある場合は、別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。




（*1）

ここで言う配偶者とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。

- 該当年 12/31 時点で「続柄：配偶者」である
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「続柄：配偶者」である

※控除対象配偶者区分は不問です。

画面が表示される条件の詳細は以下の通りです。

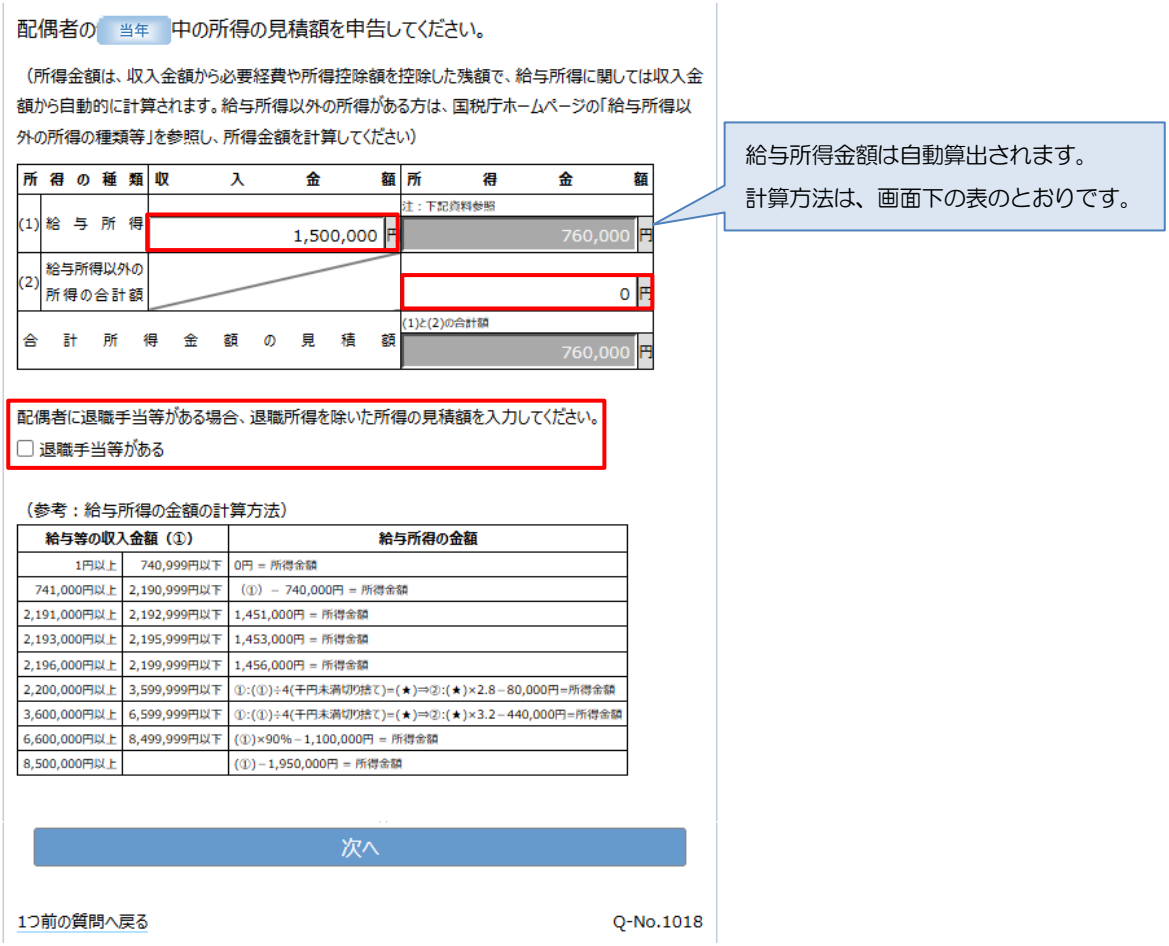
- 配偶者が登録されている、かつ本人の所得が 1000 万円以下
- 配偶者が登録されている、かつ本人の所得が 1000 万円超
  かつ配偶者が「障害：一般障害」もしくは「障害：特別障害」

該当する配偶者がいない場合は、3-2. 婚姻履歴確認画面 が表示されます。

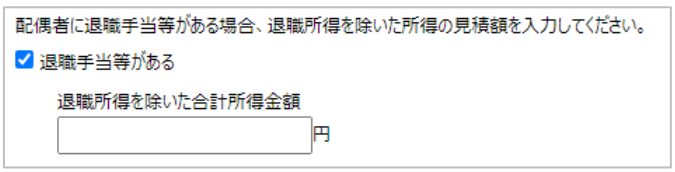
## 3-1-1. 配偶者の所得見積

（3-1. にて「申告する」を選択した場合 もしくは 本人所得が 1000 万円超 1805 万円以下かつ配偶者が「障害：一般障害」「障害：特別障害」でない場合のみ表示されます）
配偶者の給与収入金額、給与所得以外の所得金額を入力します。
金額を入力すると所得金額が自動計算されます。

※給与所得以外の所得金額には、給与以外の収入金額から、必要経費や所得控除額を控除した残額を入力してください。



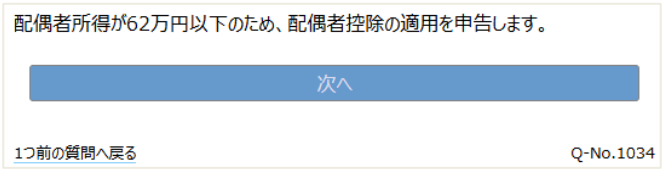

※配偶者に退職手当等がある場合は、「退職手当等がある」にチェックを入れて、退職所得を除いた合計所得金額を入力します。



### 3-1-2. 配偶者控除の通知

これまでの入力内容に応じた通知事項が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。

画面例）




表示される通知事項は以下の通りです。

| 本人の条件 | 配偶者の条件 | 通知事項（メッセージ） |
|---|---|---|
| 本人の所得金額が<br>1000 万円以下 | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円以下 | 配偶者所得が 62 万円以下のため、配偶者控除の適用を申告します。<br>(Q-No.1034) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円以下<br>かつ　障害者に該当 | 配偶者所得が 62 万円以下のため、配偶者控除の適用を申告します。<br>同じく、障害者控除の適用を申告します。<br>(Q-No.1035) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円超<br>133 万円以下 | 配偶者所得が 133 万円以下のため、配偶者特別控除の適用を申告します。<br>(Q-No.1038) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円超<br>133 万円以下<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が 133 万円以下のため、配偶者特別控除の適用を申告します。<br>但し、配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1039) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 133 万円超<br>かつ退職所得なし | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1041) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 133 万円超<br>かつ退職所得を除いたとき<br>133 万円以下 | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>但し、退職手当等を除いた配偶者所得が 133 万円以下のため、<br>住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載します。<br>(Q-No.1082) |
| | 配偶者の<br>退職所得を除いた所得金額が<br>133 万円超 | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>また、退職手当等を除いた配偶者所得が 133 万円を超えるため、 |

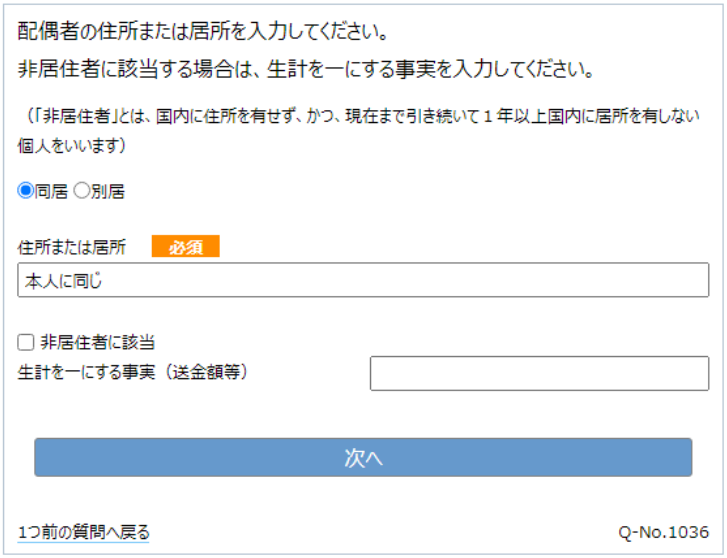
| | | |
|---|---|---|
| | | 住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載しません。<br>(Q-No.1084) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 133 万円超<br>かつ退職所得なし<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>また、配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1042) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 133 万円超<br>かつ退職所得を除いたとき<br>133 万円以下<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>但し、退職手当等を除いた配偶者所得が 133 万円以下のため、<br>住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載します。<br>また、配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1083) |
| | 配偶者の<br>退職所得を除いた所得金額が<br>133 万円超<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が 133 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。<br>また、退職手当等を除いた配偶者所得が 133 万円を超えるため、<br>住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載しません。<br>また、配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1085) |
| 本人の所得金額が<br>1000 万円超 | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円以下 | 配偶者所得が 62 万円以下のため、障害者控除の適用を申告します。<br>(Q-No.1031) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円超<br>かつ退職所得なし | 配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.1030) |
| | 配偶者の<br>所得金額が 62 万円超<br>かつ退職所得を除いたとき<br>133 万円以下 | 配偶者所得が 62 万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>但し、退職手当等を除いた配偶者所得が 133 万円以下のため、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載します。<br>(Q-No.1080) |
| | 配偶者の<br>退職所得を除いた所得金額が<br>133 万円超 | 配偶者所得が 62 万円を超えるため、<br>障害者控除の適用を受けることはできません。<br>また、退職手当等を除いた配偶者所得が<br>133 万円を超えるため、<br>住民税の「退職手当等を有する配偶者」欄へ記載しません。<br>(Q-No.1081) |

### 3-1-3. 配偶者の住所確認

（配偶者の所得金額が 133 万円以下の場合のみ表示されます）

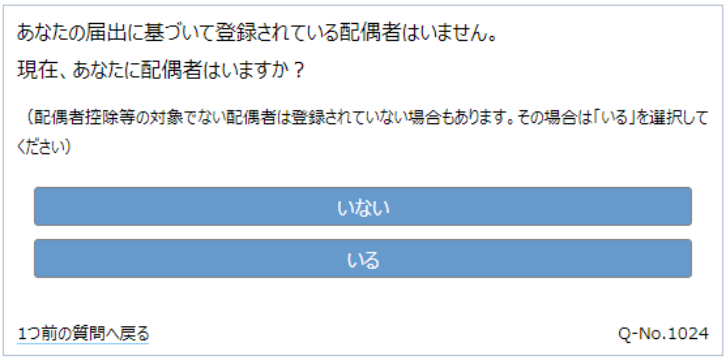
配偶者の住所情報を入力し、次へ進みます。




### 3-2. 配偶者の確認

（有効な配偶者情報が登録されていない場合のみ表示されます）

配偶者の有無を回答します。

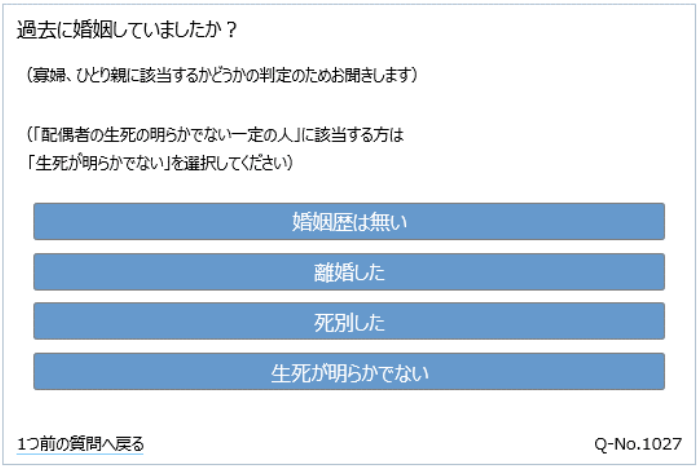


### 3-2-1. 過去の婚姻歴の確認

（3-2. にて「いない」を選択し、かつあなたが女性である場合のみ表示されます）

過去の婚姻歴について回答します。

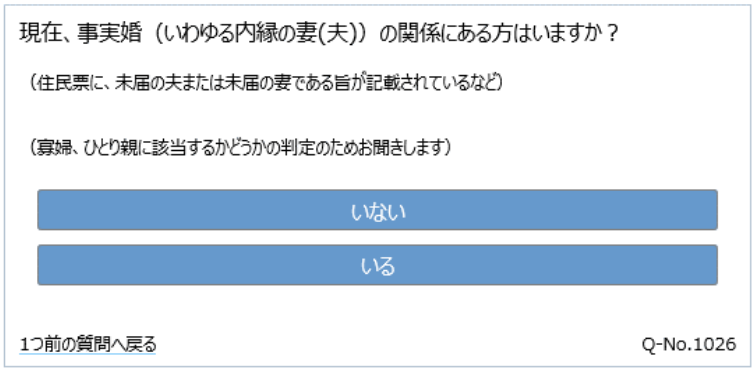
ここで回答する内容は、寡婦、ひとり親の判断に使用されます。




### 3-2-2. 現在の事実婚の確認

現在の事実婚について回答します。

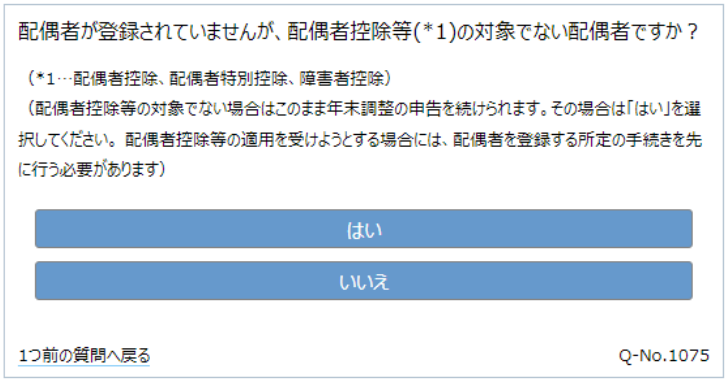
ここで回答する内容は、寡婦、ひとり親の判断に使用されます。




### 3-2-3. 配偶者の税扶養確認

（3-2. にて「いる」を選択した合のみ表示されます）

配偶者が、配偶者控除等の対象であるかを回答します。




※配偶者控除等の対象である場合は、別途家族情報の変更が必要です。

所定の変更手続きを行ってください。

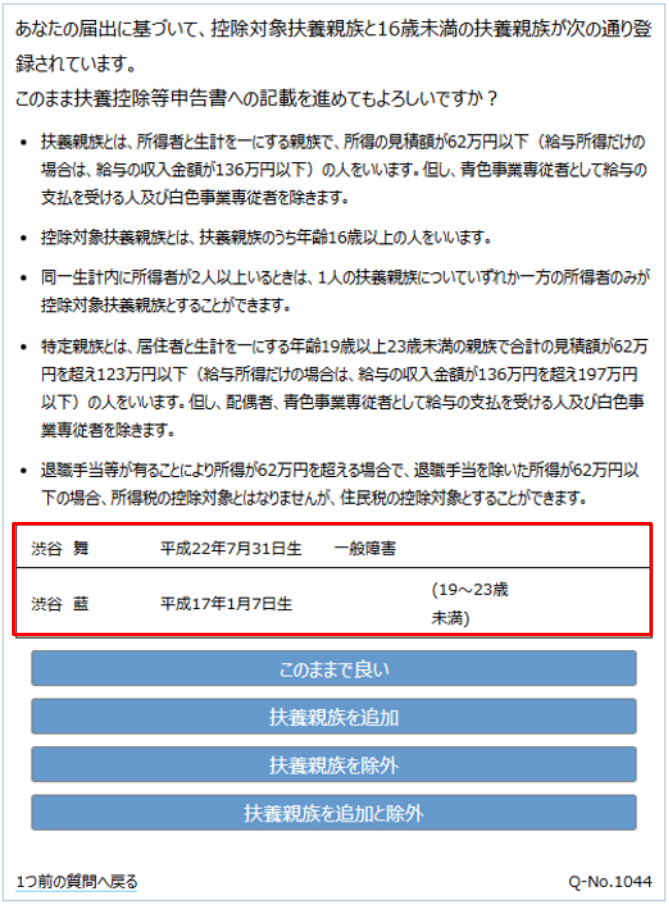
# 4.　扶養親族

## 4-1. 扶養親族確認

（扶養親族情報が登録されている場合のみ表示されます（*1））

扶養控除申告書へ記載する対象者に不足などがないか確認のうえ、追加、除外を選択します。

※扶養親族の氏名、生年月日、障害者区分に誤りがある場合は、別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。




（*1）

ここで言う扶養親族とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。

- 該当年 12/31 時点で「扶養親族：対象」である
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「扶養親族：対象」である

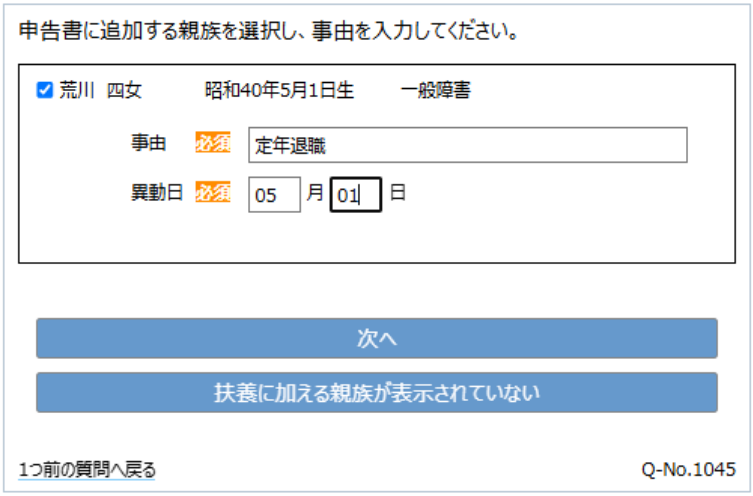
該当する扶養親族がいない場合は、4-2. 扶養親族確認画面２ が表示されます。

### 4-1-1. 扶養親族追加

（追加操作を選択した場合のみ表示されます）

『社員登録［家族］』にて、「扶養親族：対象外」となっている親族が表示されます。

扶養親族に追加する家族を選択し、事由、異動日を入力のうえ、次へ進みます。



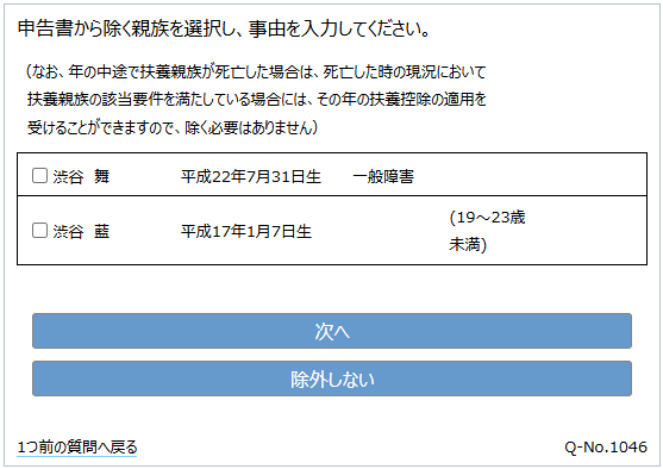

※対象者が表示されない場合（「扶養に加える親族が表示されていない」を選択した場合）は、
別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。

### 4-1-2. 扶養親族除外

（除外操作を選択した場合のみ表示されます）

『社員登録［家族］』にて、「扶養親族：対象」となっている親族が表示されます。

扶養から除外する親族を選択し、事由、異動日を入力のうえ、次へ進みます。

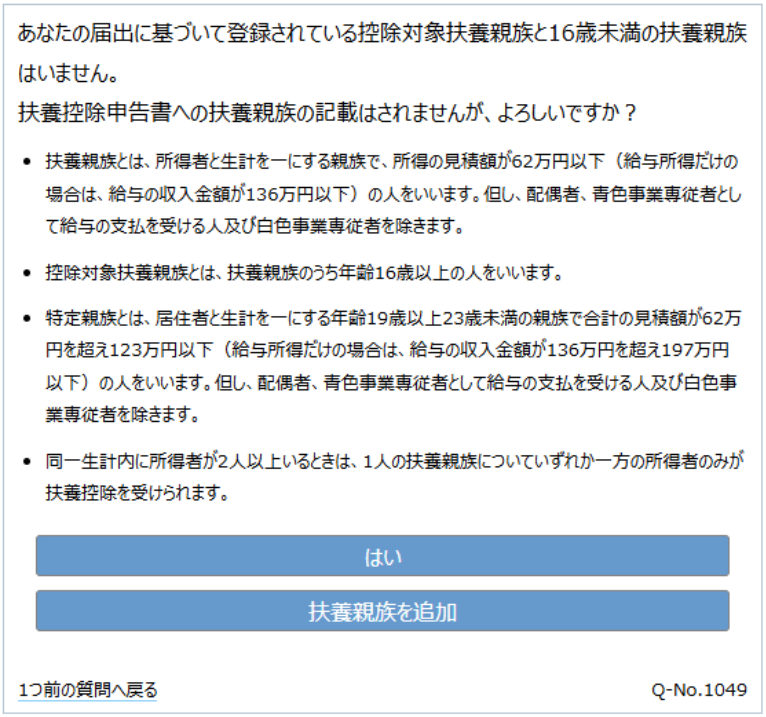



※4-1. にて「扶養親族を追加と除外」を選択した場合は、
4-1-1. 扶養親族追加、4-1-2. 扶養親族除外 を順に表示します。

## 4-2. 扶養親族確認２

（扶養親族情報が登録されていない場合のみ表示されます（*1））

表示内容を確認のうえ、そのまま申告するか、扶養親族を追加するかを回答します。




※「扶養親族を追加」を選択した場合は、 4-1-1. 扶養親族追加 を表示します。

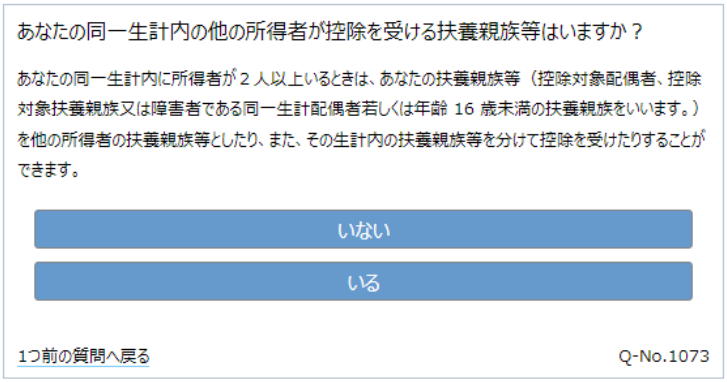
（*1）

ここで言う扶養親族とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。

- 該当年 12/31 時点で「扶養親族：対象」である
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「扶養親族：対象」である

## 4-3. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の確認

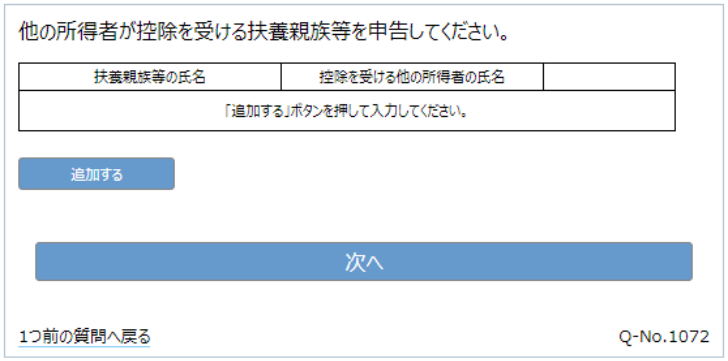
同一生計内に所得者が２人以上いる場合に、あなた以外の所得者が控除を受ける扶養親族がいるかについて回答します。



## 4-3-1． 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の入力

（4-3. にて「いる」を選択した場合のみ表示されます）

あなた以外の所得者が控除を受ける扶養親族について入力します。

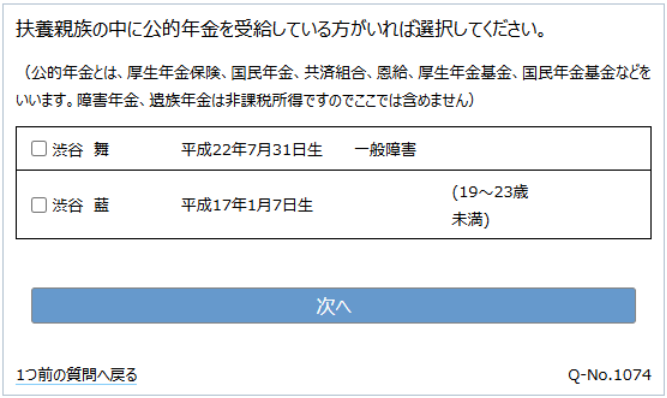



「追加する」をクリックすると、4-3-1-1. 扶養親族の入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。



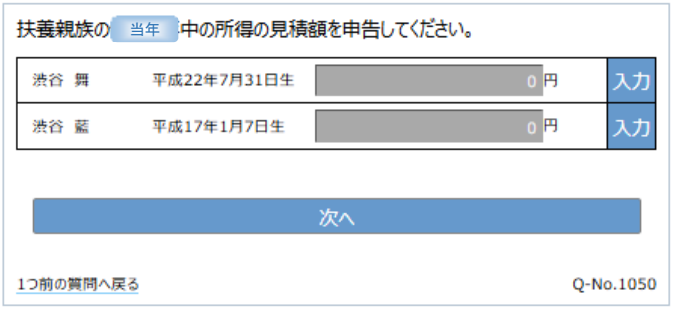
## 4-4. 扶養親族の公的年金

公的年金を受給している扶養親族を選択します。




## 4-5. 扶養親族の所得見積

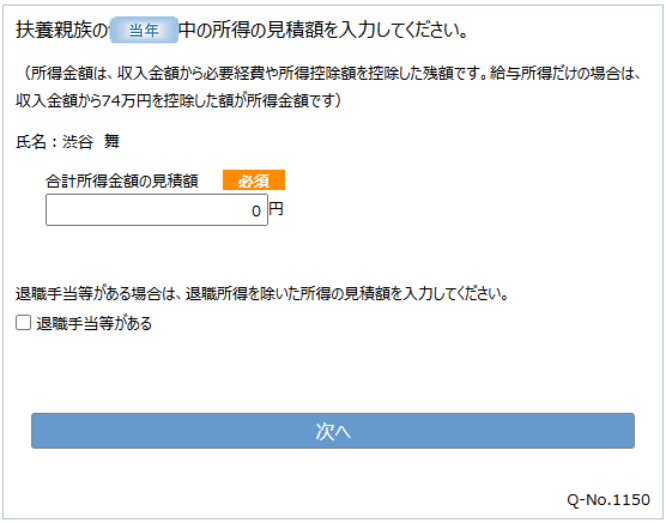
扶養親族の当年度の所得見積額（収入金額から 74 万円を控除した金額）を入力します。




※所得金額が 62 万円を超える場合は扶養の対象とならないため、62 万円を超える金額は入力できません。（年齢が 19 歳以上 23 歳未満の場合、123 万円を超える金額は入力できません。）前の質問に戻り、対象者を扶養から除外してください。

「入力」をクリックすると、4-5-1. 所得見積の入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。

公的年金を受給していない扶養親族の場合



公的年金を受給している扶養親族の場合



扶養親族の 当年 中の所得の見積額を入力してください。

（所得金額は、収入金額から必要経費や所得控除額を控除した残額です。給与所得だけの場合は、収入金額から74万円を控除した額が所得金額です）

（公的年金とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などをいいます。障害年金、遺族年金は非課税所得ですのでここでは含めません）

氏名：新宿 敏郎 (65歳以上)

| 所得の種類 | | 収入金額 | 所得金額 |
|---|---|---|---|
| (1) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額 | | 0 円 |
| (2) | 公的年金等に係る雑所得 | 0 円 | 注：下記資料参照 0 円 |
| 合計所得金額の見積額 | | | (1)と(2)の合計額 0 円 |

退職手当等がある場合は、退職所得を除いた所得の見積額を入力してください。

☐ 退職手当等がある

（参考：65歳以上の公的年金に係る雑所得の計算方法）

| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 1,100,000円以下 | 0円 |
| 1,100,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－1,100,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－275,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－685,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,455,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,955,000円 |

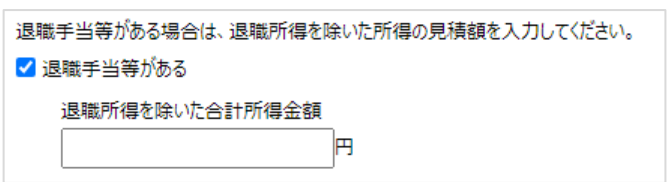
| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 1,000,000円以下 | 0円 |
| 1,000,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－1,000,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－175,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－585,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,355,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,855,000円 |

| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 900,000円以下 | 0円 |
| 900,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－900,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－75,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－485,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,255,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,755,000円 |

次へ

Q-No.1150

※扶養親族に退職手当等がある場合は、「退職手当等がある」にチェックを入れて、退職所得を除いた合計所得金額を入力します。



退職手当等がある場合は、退職所得を除いた所得の見積額を入力してください。

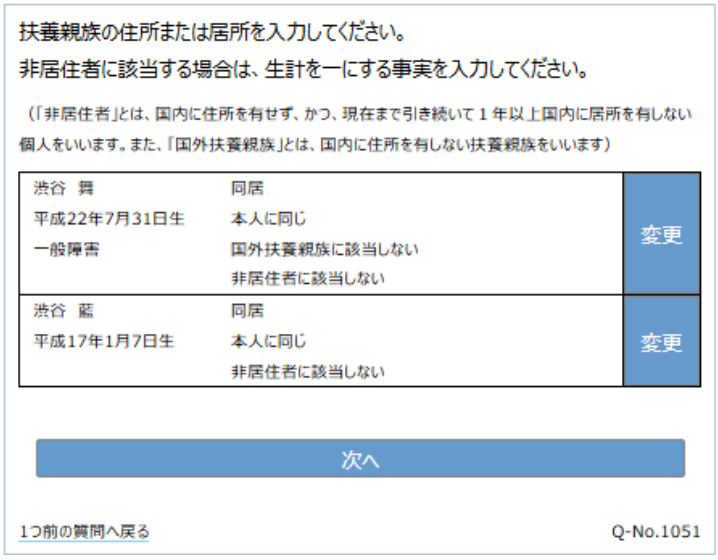
☑ 退職手当等がある

退職所得を除いた合計所得金額

円

## 4-6. 扶養親族の住所居所

表示される扶養親族の住所情報を確認のうえ、必要に応じて変更し、次へ進みます。



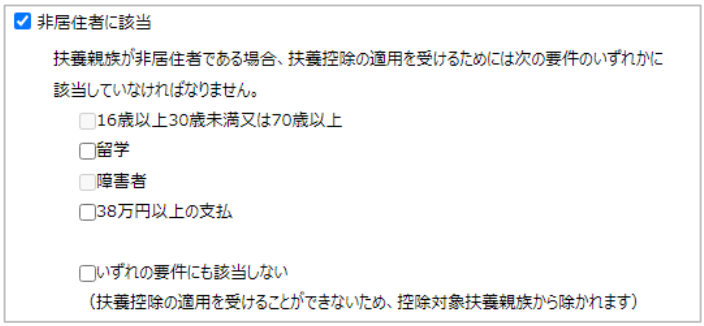

「変更」をクリックすると、4-6-1. 住所居所の変更画面が表示されますので、必要事項を入力してください。

選択する扶養親族の条件により、入力内容が異なります。

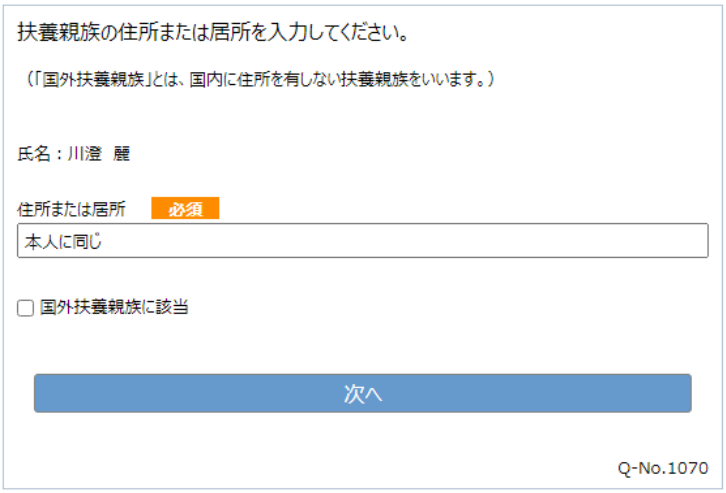
16 歳以上



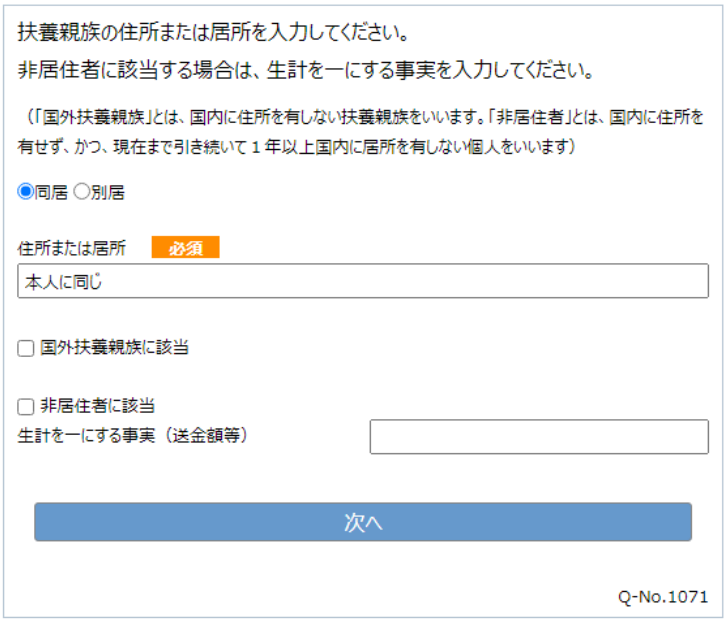

※非居住者に該当する場合は、「非居住者に該当」にチェックを入れて、詳細を入力します。



16 歳未満




16 歳未満かつ障害者に該当

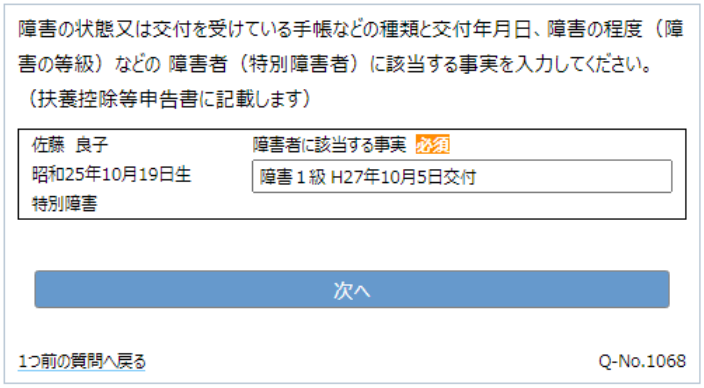



## 5. 障害者

### 5-1. 障害者情報登録

（本人、配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合のみ表示されます）

障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などを入力します。

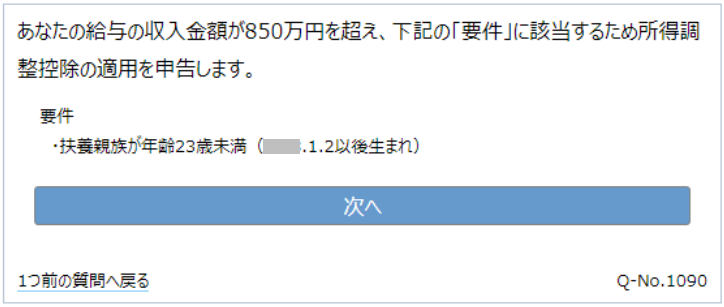


## 6. 所得金額調整控除

### 6-1. 所得金額調整控除の通知

（2-1-2. 所得金額調整控除確認 にて「いずれかに該当する」を選択し、かつ既に登録されている情報から判断して、下記要件のいずれかに該当する場合のみ表示されます。
要件：本人が特別障害者／同一生計配偶者が特別障害者／扶養親族が特別障害者／扶養親族が年齢 23 歳未満）
これまでの入力内容に応じた通知事項が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。

画面例）

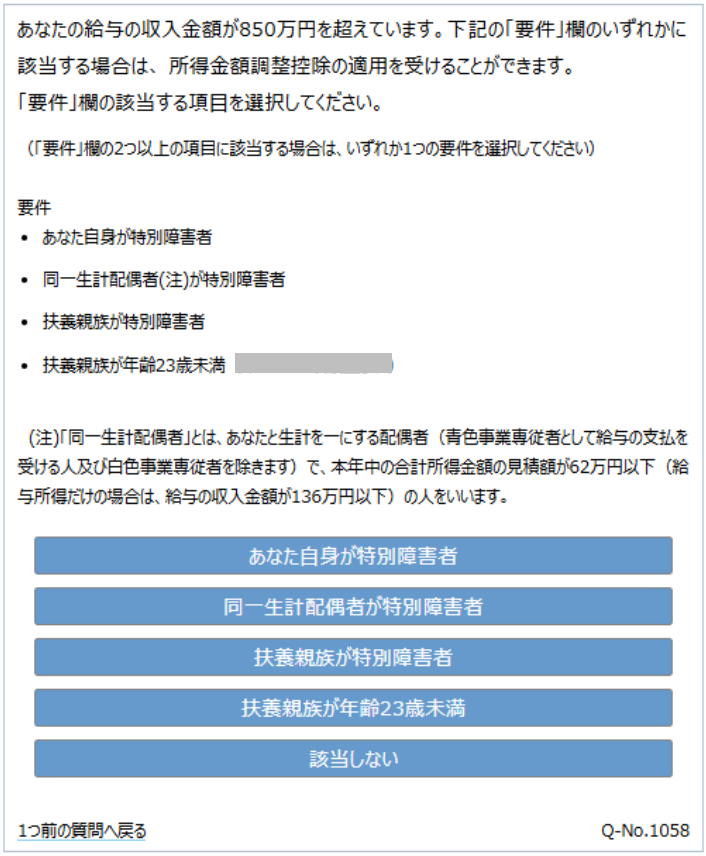



表示される通知事項は以下の通りです。

| 条件 | 通知事項（メッセージ） |
|---|---|
| 本人が<br>特別障害者 | あなたの給与の収入金額が 850 万円を超え、下記の「要件」に該当するため所得調整控除の適用を申告します。<br>要件<br>・あなた自身が特別障害者<br>(Q-No.1087) |
| 同一生計配偶者が<br>特別障害者 | あなたの給与の収入金額が 850 万円を超え、下記の「要件」に該当するため所得調整控除の適用を申告します。<br>要件<br>・同一生計配偶者(注)が特別障害者<br><br>(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、本年中の合計所得金額の見積額が 62 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 136 万円以下）の人をいいます。<br>(Q-No.1088) |
| 扶養親族が<br>特別障害者 | あなたの給与の収入金額が 850 万円を超え、下記の「要件」に該当するため所得調整控除の適用を申告します。<br>要件<br>・扶養親族が特別障害者<br>(Q-No.1089) |
| 扶養親族が<br>年齢 23 歳未満 | あなたの給与の収入金額が 850 万円を超え、下記の「要件」に該当するため所得調整控除の適用を申告します。<br>要件<br>・扶養親族が年齢 23 歳未満（平 16.1.2 以後生まれ）<br>(Q-No.1090) |

## 6-2. 所得金額調整控除確認

（2-1-2. 所得金額調整控除確認 にて「いずれかに該当する」を選択し、かつ既に登録されている情報から判断して、下記要件のいずれにも該当しない場合のみ表示されます。
要件：本人が特別障害者／同一生計配偶者が特別障害者／扶養親族が特別障害者／扶養親族が年齢 23 歳未満）
所得金額調整控除に関して、該当する内容を選択します。




※「あなた自身が特別障害者」「同一生計配偶者が特別障害者」に該当する場合は、別途本人情報、配偶者情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。

## 6-3. 所得金額調整控除入力

これまでの入力内容から、下記要件のいずれかに該当する場合に、対象者の情報が表示されますので、内容を確認のうえ、必要事項を入力し、次へ進みます。

要件：同一生計配偶者が特別障害者／扶養親族が特別障害者／扶養親族が年齢 23 歳未満

同一生計配偶者が特別障害者



## 扶養親族が特別障害者

所得金額調整控除の適用を受けようとする「要件」で選択した扶養親族について記載してください。

（障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください）

- **新たに登録する親族については、所定の家族異動手続き、マイナンバー登録手続きを行ってください。**

**(1) 扶養親族**

氏名（漢字） 必須
佐藤　良子

氏名（カナ） 必須
ｻﾄｳ ﾖｼｺ

生年月日 必須
1950 年 10 月 19 日

あなたとの続柄 必須
母

住所または居所 必須
本人に同じ

合計所得金額（見積額） 必須
0 円

**(2) 特別障害者に該当する事実**

◉扶養控除等申告書のとおり
○その他

次へ

1つ前の質問へ戻る　Q-No.1064

## 扶養親族が年齢 23 歳未満

所得金額調整控除の適用を受けようとする「要件」で選択した扶養親族について記載してください。

- **新たに登録する親族については、所定の家族異動手続き、マイナンバー登録手続きを行ってください。**

**同一生計配偶者又は扶養親族**

氏名（漢字） 必須
立川　次郎

氏名（カナ） 必須
ﾀﾁｶﾜ ｼﾞﾛｳ

生年月日 必須
2010 年 05 月 08 日

あなたとの続柄 必須
子

住所または居所 必須
本人に同じ

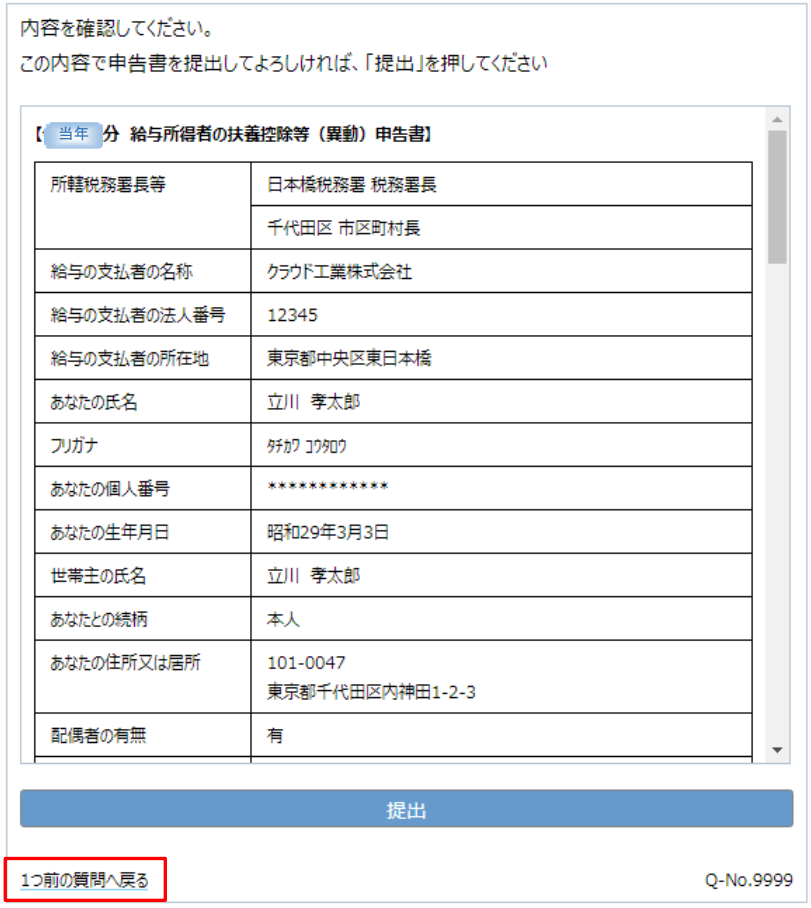
合計所得金額（見積額） 必須
0 円

次へ

1つ前の質問へ戻る　Q-No.1066

## 7. 確認画面

1.～6. で申告した内容が表示されますので、内容を確認のうえ、問題ない場合は提出します。


内容を確認してください。
この内容で申告書を提出してよろしければ、「提出」を押してください

【当年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】

| | |
|---|---|
| 所轄税務署長等 | 日本橋税務署 税務署長 |
| | 千代田区 市区町村長 |
| 給与の支払者の名称 | クラウド工業株式会社 |
| 給与の支払者の法人番号 | 12345 |
| 給与の支払者の所在地 | 東京都中央区東日本橋 |
| あなたの氏名 | 立川 孝太郎 |
| フリガナ | ﾀﾁｶﾜ ｺｳﾀﾛｳ |
| あなたの個人番号 | ********** |
| あなたの生年月日 | 昭和29年3月3日 |
| 世帯主の氏名 | 立川 孝太郎 |
| あなたとの続柄 | 本人 |
| あなたの住所又は居所 | 101-0047<br>東京都千代田区内神田1-2-3 |
| 配偶者の有無 | 有 |

提出

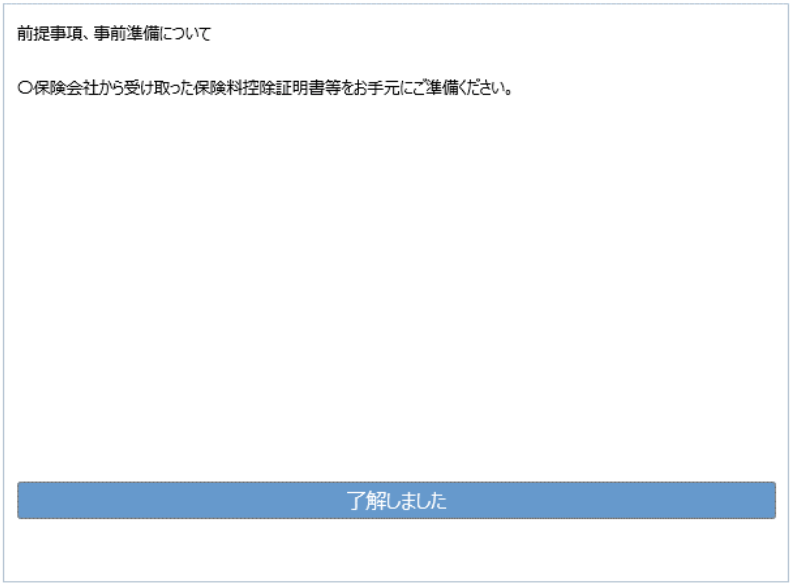
1つ前の質問へ戻る　Q-No.9999

- 訂正が必要な場合は、「1 つ前の質問へ戻る」もしくは「ナビゲーション」を使用し、変更する画面まで戻ります。
- 提出後は、申告内容を変更できなくなります。
  提出後に変更が必要になった場合は、人事担当者へ連絡してください。

# 2. 保険料控除申告書

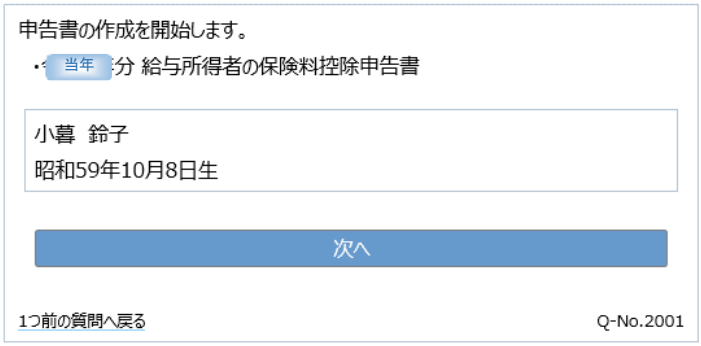
## 前提事項、事前準備画面

保険料控除申告書を作成する際の前提事項、事前準備が表示されます。
内容を確認し、「了解しました」をクリックします。



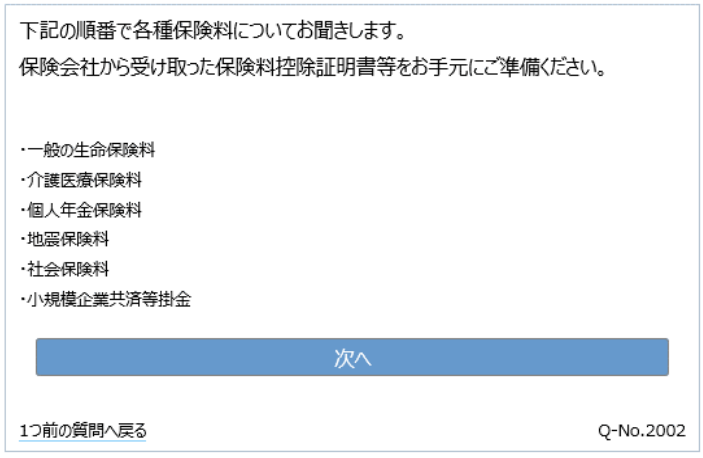

## 1. 基本情報の確認

表示される基本情報を確認のうえ、次へ進みます。



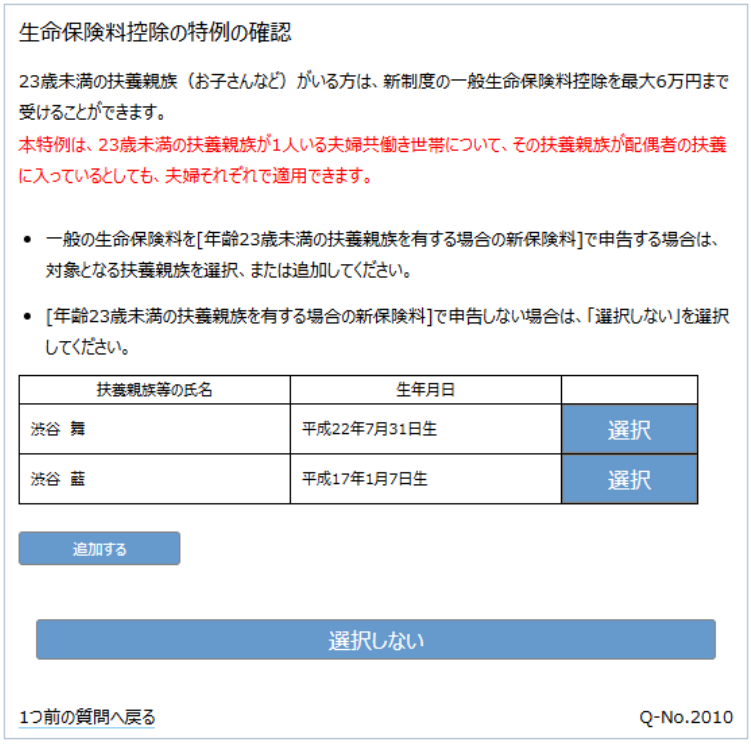

## 2. 準備内容の確認

申告にあたり必要な書類が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。



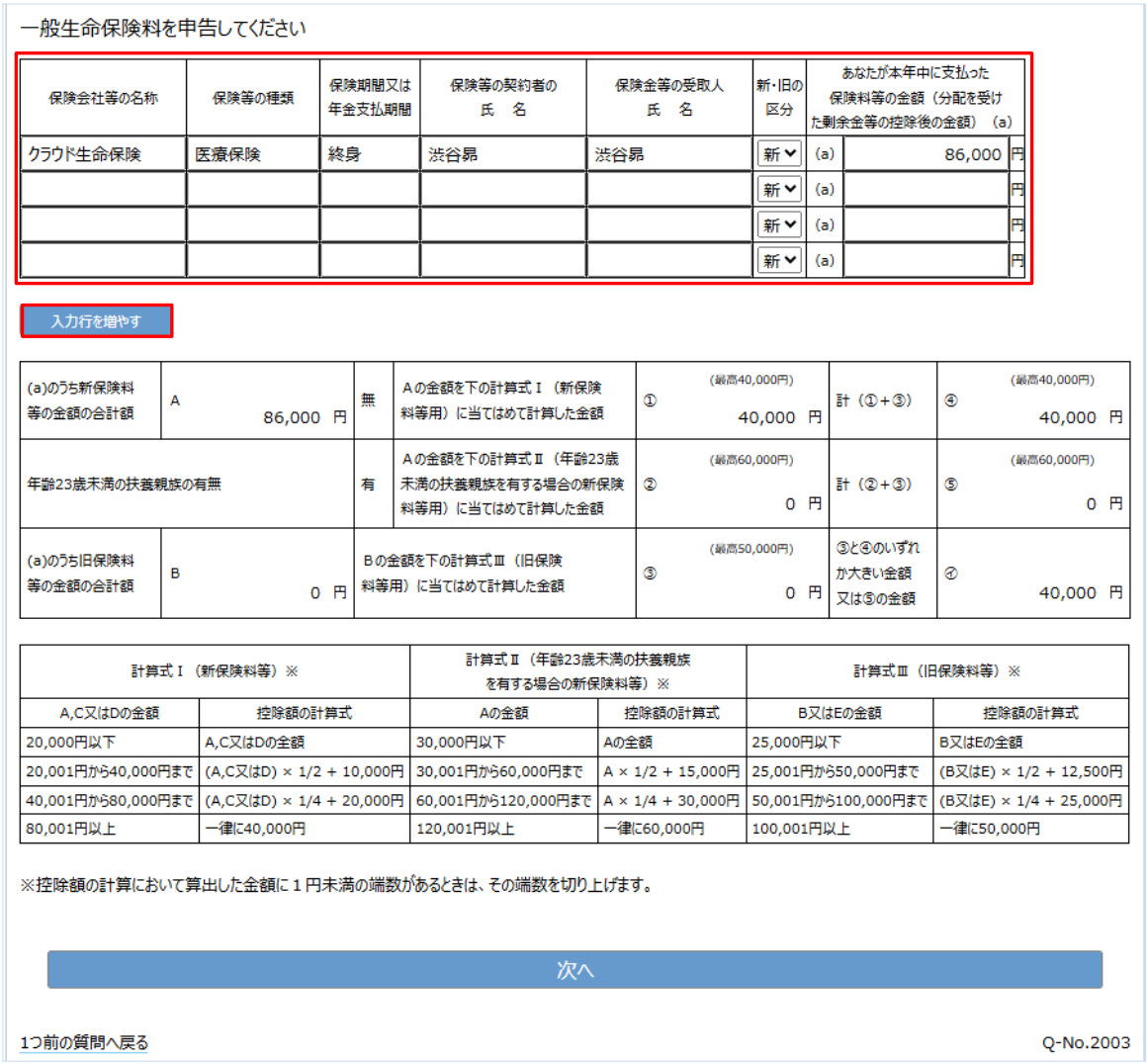
## 3.　生命保険料控除の特例の確認

一般生命保険料控除に該当する 23 歳未満の扶養親族（お子さんなど）がいる方で
新制度の一般生命保険料控除を申告する場合、対象となる扶養親族を選択、または追加します。
申告しない場合は「選択しない」を選択し、次へ進みます。



## 4.　一般の生命保険料情報の入力

令和８年中に支払った生命保険料の情報を、保険料控除証明書をもとに登録します。
入力した保険料から保険料控除額が自動計算されます。
（団体生命保険に加入している場合は、その保険料が表示されています）
全ての項目に入力後、確認のうえ、次へ進みます。



一般生命保険料を申告してください

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏　名 | 保険金等の受取人氏　名 | 新・旧の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）（a） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| クラウド生命保険 | 医療保険 | 終身 | 渋谷昴 | 渋谷昴 | 新 | (a) 86,000 円 |
| | | | | | 新 | (a) 円 |
| | | | | | 新 | (a) 円 |
| | | | | | 新 | (a) 円 |

入力行を増やす

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (a)のうち新保険料等の金額の合計額 | A 86,000 円 | 無 | Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 | ①（最高40,000円） 40,000 円 | 計（①＋③） | ④（最高40,000円） 40,000 円 |
| 年齢23歳未満の扶養親族の有無 | | 有 | Aの金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額 | ②（最高60,000円） 0 円 | 計（②＋③） | ⑤（最高60,000円） 0 円 |
| (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 | B 0 円 | | Bの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額 | ③（最高50,000円） 0 円 | ③と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額 | ⑦ 40,000 円 |

| 計算式Ⅰ（新保険料等）※ | | 計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等）※ | | 計算式Ⅲ（旧保険料等）※ | |
|---|---|---|---|---|---|
| A,C又はDの金額 | 控除額の計算式 | Aの金額 | 控除額の計算式 | B又はEの金額 | 控除額の計算式 |
| 20,000円以下 | A,C又はDの全額 | 30,000円以下 | Aの全額 | 25,000円以下 | B又はEの全額 |
| 20,001円から40,000円まで | (A,C又はD) × 1/2 + 10,000円 | 30,001円から60,000円まで | A × 1/2 + 15,000円 | 25,001円から50,000円まで | (B又はE) × 1/2 + 12,500円 |
| 40,001円から80,000円まで | (A,C又はD) × 1/4 + 20,000円 | 60,001円から120,000円まで | A × 1/4 + 30,000円 | 50,001円から100,000円まで | (B又はE) × 1/4 + 25,000円 |
| 80,001円以上 | 一律に40,000円 | 120,001円以上 | 一律に60,000円 | 100,001円以上 | 一律に50,000円 |

※控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

次へ

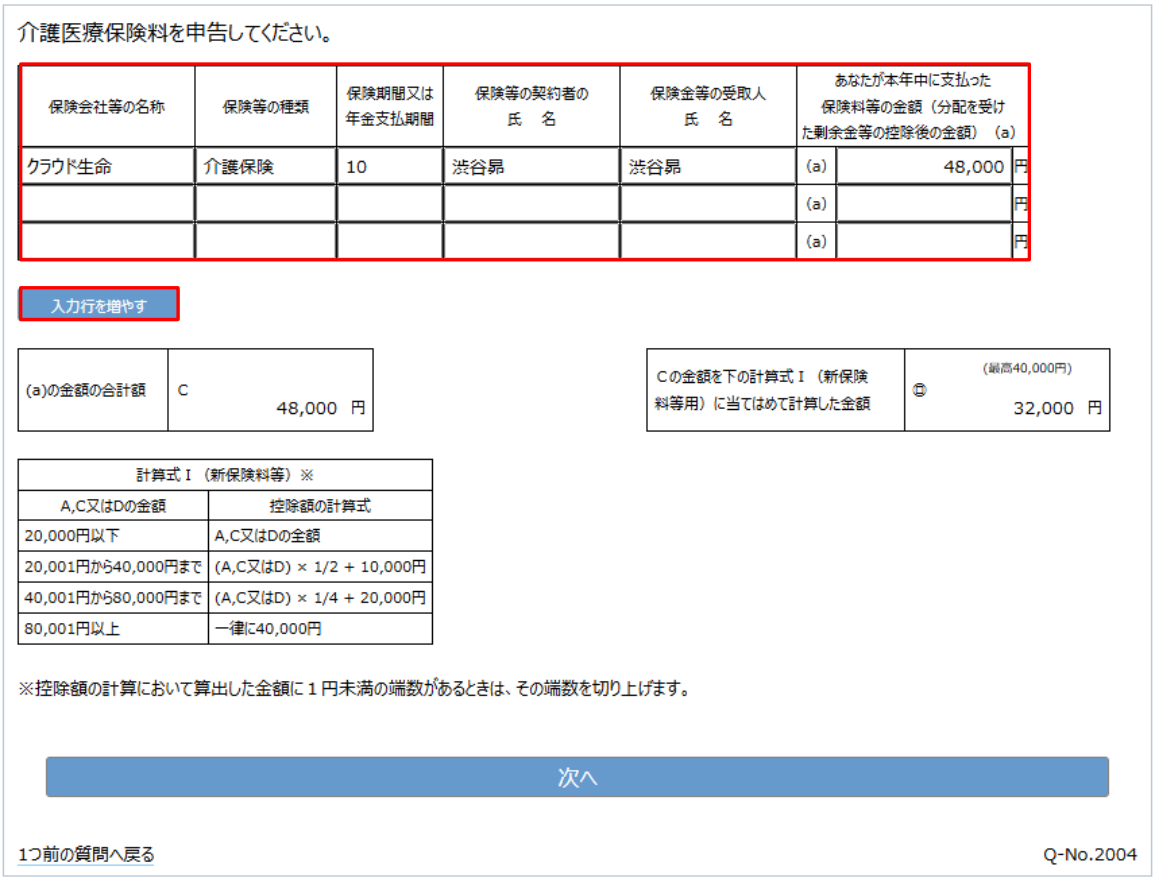
1つ前の質問へ戻る　　Q-No.2003

### 保険料情報を５件以上登録するには

「入力行を増やす」をクリックします。
空行が追加されますので、保険料情報を入力してください。

## 5.　介護医療保険料情報の入力

令和８年中に支払った介護医療保険料の情報を、保険料控除証明書をもとに登録します。
入力した保険料から保険料控除額が自動計算されます。
（団体生命保険に加入している場合は、その保険料が表示されています）
全ての項目に入力後、確認のうえ、次へ進みます。


介護医療保険料を申告してください。

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏　名 | 保険金等の受取人氏　名 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）（a） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| クラウド生命 | 介護保険 | 10 | 渋谷昴 | 渋谷昴 | (a) | 48,000 | 円 |
| | | | | | (a) | | 円 |
| | | | | | (a) | | 円 |

入力行を増やす

| (a)の金額の合計額 | C 48,000 円 |
|---|---|

| Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 | (最高40,000円) ㉁ 32,000 円 |
|---|---|

| 計算式Ⅰ（新保険料等）※ | |
|---|---|
| A,C又はDの金額 | 控除額の計算式 |
| 20,000円以下 | A,C又はDの全額 |
| 20,001円から40,000円まで | (A,C又はD) × 1/2 + 10,000円 |
| 40,001円から80,000円まで | (A,C又はD) × 1/4 + 20,000円 |
| 80,001円以上 | 一律に40,000円 |

※控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

次へ

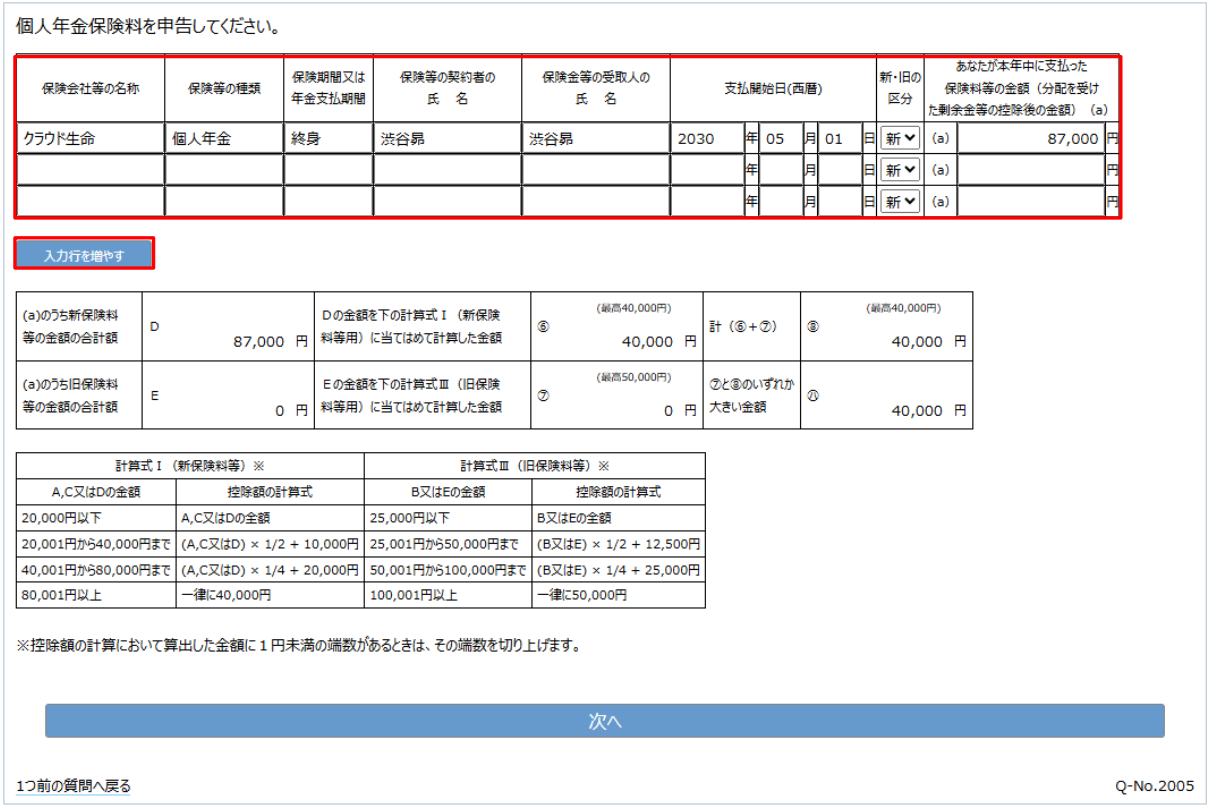
1つ前の質問へ戻る　　Q-No.2004

**保険料情報を４件以上登録するには**

「入力行を増やす」をクリックします。
空行が追加されますので、保険料情報を入力してください。

## 6.　個人年金保険料情報の入力

令和８年中に支払った個人年金保険料の情報を、保険料控除証明書をもとに登録します。
入力した保険料から保険料控除額が自動計算されます。
（団体生命保険に加入している場合は、その保険料が表示されています）
全ての項目に入力後、確認のうえ、次へ進みます。



個人年金保険料を申告してください。

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏　名 | 保険金等の受取人の氏　名 | 支払開始日(西暦) | 新・旧の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| クラウド生命 | 個人年金 | 終身 | 渋谷昴 | 渋谷昴 | 2030年 05月 01日 | 新 | (a) 87,000 円 |
| | | | | | 年 月 日 | 新 | (a) 円 |
| | | | | | 年 月 日 | 新 | (a) 円 |

入力行を増やす

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (a)のうち新保険料等の金額の合計額 | D 87,000 円 | Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 | ⑥ (最高40,000円) 40,000 円 | 計（⑥＋⑦） | ⑧ (最高40,000円) 40,000 円 |
| (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 | E 0 円 | Eの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額 | ⑦ (最高50,000円) 0 円 | ⑧と⑧のいずれか大きい金額 | ⑨ 40,000 円 |

| 計算式Ⅰ（新保険料等）※ | | 計算式Ⅲ（旧保険料等）※ | |
|---|---|---|---|
| A,C又はDの金額 | 控除額の計算式 | B又はEの金額 | 控除額の計算式 |
| 20,000円以下 | A,C又はDの全額 | 25,000円以下 | B又はEの全額 |
| 20,001円から40,000円まで | (A,C又はD) × 1/2 + 10,000円 | 25,001円から50,000円まで | (B又はE) × 1/2 + 12,500円 |
| 40,001円から80,000円まで | (A,C又はD) × 1/4 + 20,000円 | 50,001円から100,000円まで | (B又はE) × 1/4 + 25,000円 |
| 80,001円以上 | 一律に40,000円 | 100,001円以上 | 一律に50,000円 |

※控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

次へ

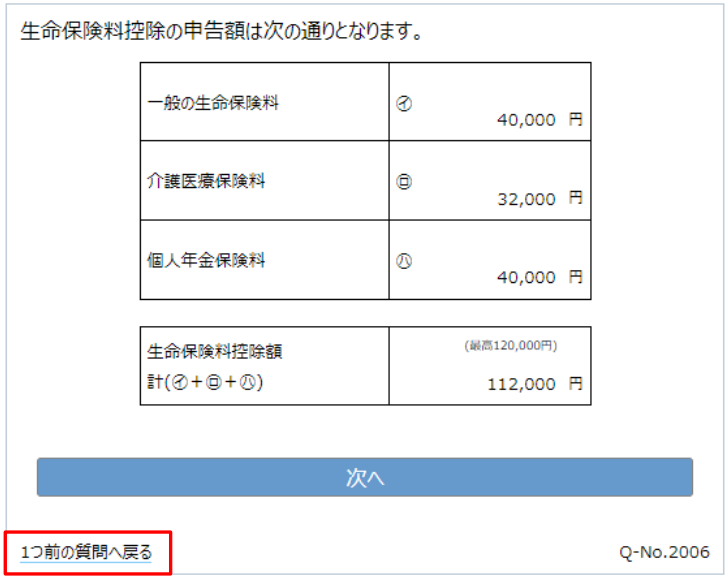
1つ前の質問へ戻る　　Q-No.2005

### 保険料情報を４件以上登録するには

「入力行を増やす」をクリックします。
空行が追加されますので、保険料情報を入力してください。

## 7. 生命保険料サマリー

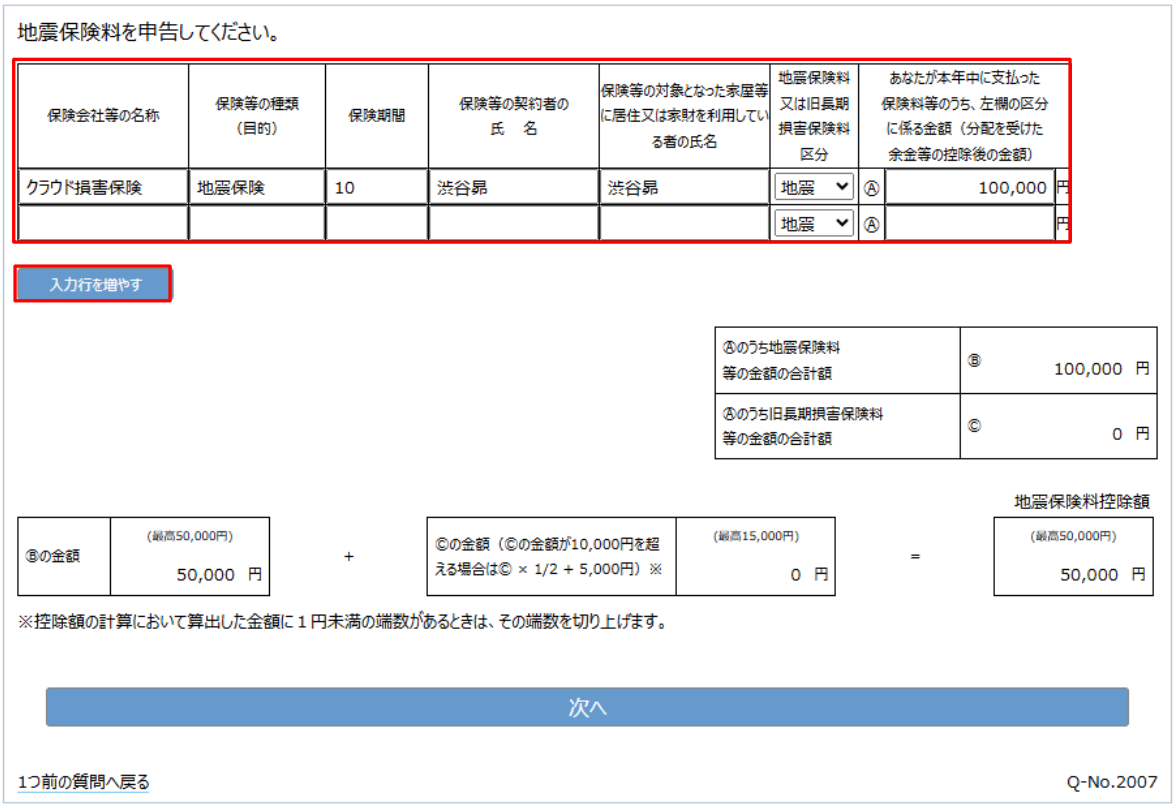
4.～6.で申告した内容が表示されますので、内容を確認のうえ、問題ない場合は次へ進みます。




・訂正が必要な場合は、「1 つ前の質問へ戻る」をクリックして、変更する画面まで戻ります。

## 8.　地震保険料情報の入力

令和８年中に支払った地震保険料の情報を、保険料控除証明書をもとに登録します。
入力した保険料から保険料控除額が自動計算されます。
（団体生命保険に加入している場合は、その保険料が表示されています）
全ての項目に入力後、確認のうえ、次へ進みます。




### 保険料情報を３件以上登録するには

「入力行を増やす」をクリックします。
空行が追加されますので、保険料情報を入力してください。

## 9.　社会保険料情報の入力

令和８年中に支払った社会保険料の情報を、証明書をもとに登録します。
入力した保険料から保険料控除額が自動計算されます。
（給与から差し引かれている社会保険料は、申告する必要はありません）
入力、確認のうえ、次へ進みます。

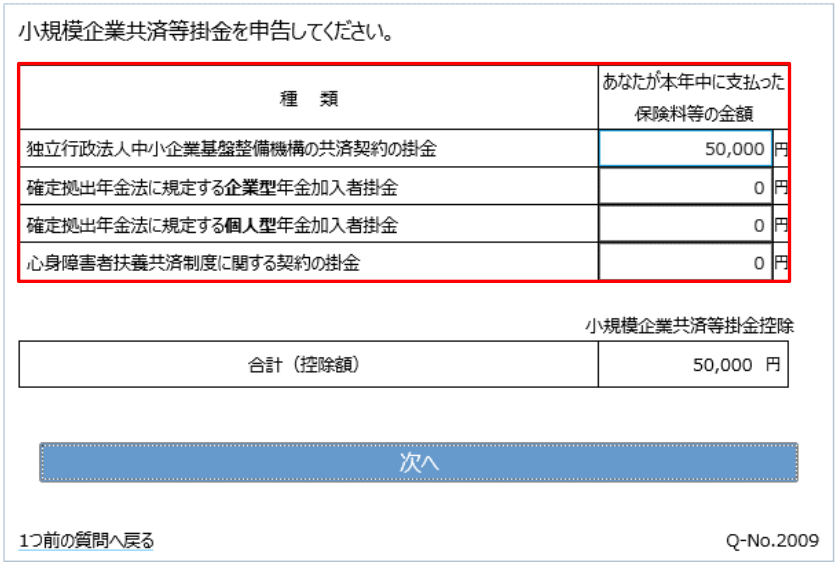



### 保険料情報を３件以上登録するには

「入力行を増やす」をクリックします。
空行が追加されますので、保険料情報を入力してください。

## 10.　小規模企業共済等掛金情報の入力

令和８年中に支払った共済等掛金の情報を、証明書をもとに登録します。
入力した保険料から控除額が自動計算されます。
入力、確認のうえ、次へ進みます。


小規模企業共済等掛金を申告してください。

| 種　類 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額 |
|---|---|
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 | 50,000 円 |
| 確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金 | 0 円 |
| 確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金 | 0 円 |
| 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金 | 0 円 |

小規模企業共済等掛金控除

| 合計（控除額） | 50,000 円 |
|---|---|

次へ

1つ前の質問へ戻る　　Q-No.2009



［目次に戻る］

## 11. 確認画面

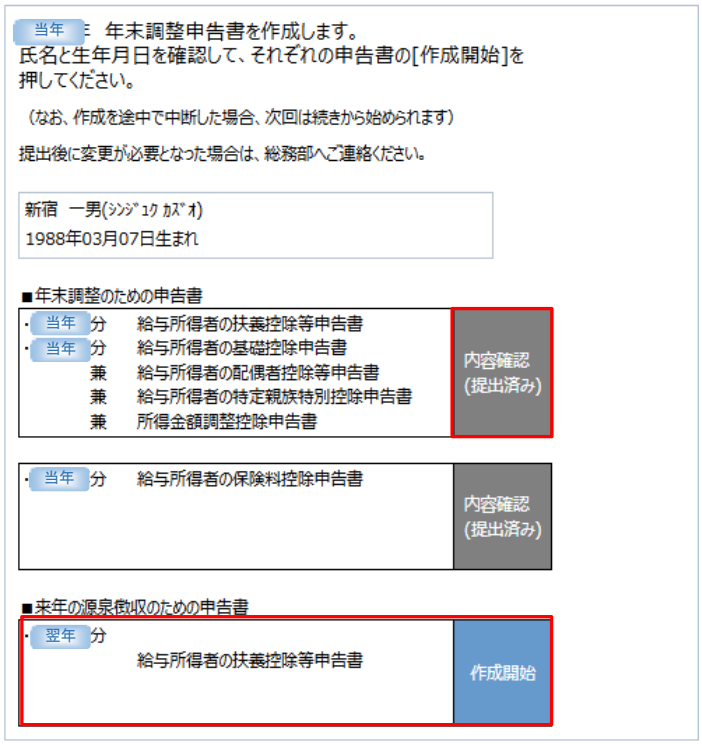
1.～10. で申告した内容が表示されますので、内容を確認のうえ、問題ない場合は提出します。




- 訂正が必要な場合は、「1 つ前の質問へ戻る」もしくは「ナビゲーション」を使用し、変更する画面まで戻ります。
- 提出後は、申告内容を変更できなくなります。
  提出後に変更が必要になった場合は、人事担当者へ連絡してください。

# 3. 翌年分 給与所得者の扶養控除等申告書

2026(令和８年)分 給与所得者の扶養控除等申告書の作成は、2026(令和８年)分 給与所得者の扶養控除等申告書の提出が前提になります。
2026(令和８年)分 給与所得者の扶養控除等申告書の提出が完了すると、以下の画面になり「作成開始」が可能となります。




## 前提事項、事前準備画面

翌年分 扶養控除等申告書を作成する際の前提事項、事前準備が表示されます。
内容を確認し、「了解しました」をクリックします。

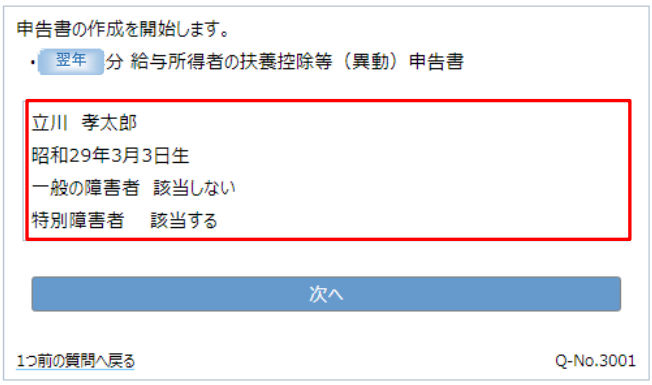


# 1. 基本情報

## 1-1. 基本情報

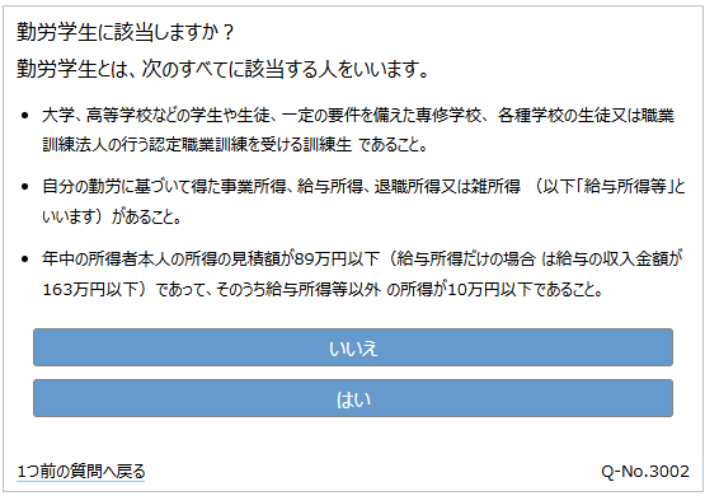
表示される基本情報を確認のうえ、次へ進みます。

※本名、生年月日、障害者区分に誤りがある場合は、別途基本情報の変更が必要です。
申告書の登録を休止し、人事担当者へ連絡してください。



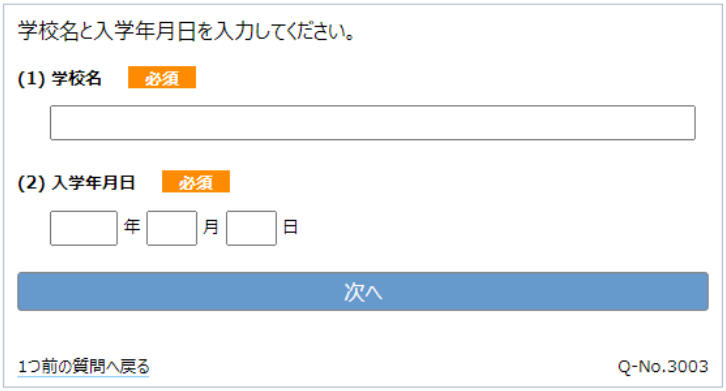

## 1-2. 勤労学生

表示される勤労学生の要件を確認のうえ、あなたが勤労学生に該当するか否かを回答します。




## 1-2-1. 勤労学生情報登録

（1-2. にて「はい」を選択した場合のみ表示されます）
学校名と入学年月日を入力します。



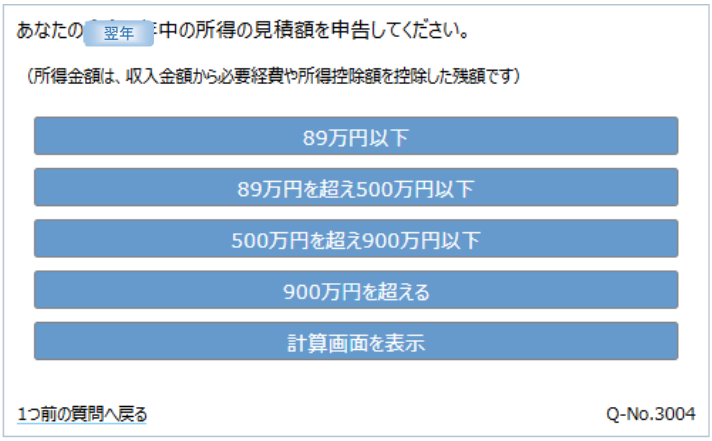



［目次に戻る］

# 2.　本人の所得

## 2-1. 本人の所得見積

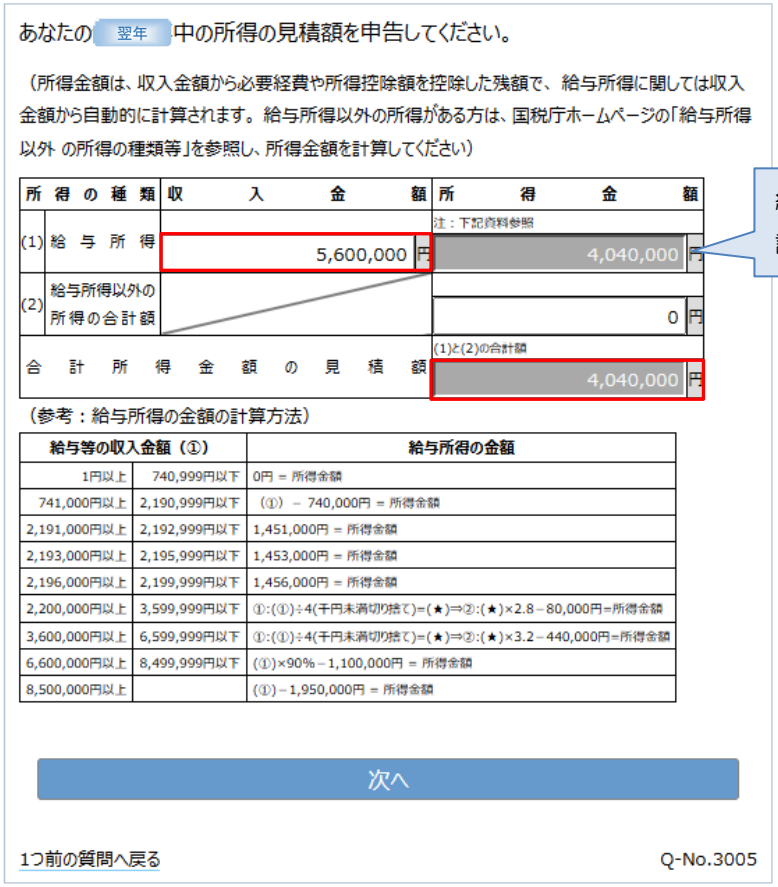
本年の所得を参考にして、翌年度の所得見積額を選択します。
所得金額の計算方法がわからない場合は、「計算画面を表示」を選択します。




## 2-1-1. 本人の所得見積計算画面

給与収入金額、給与所得以外の所得金額を入力します。
給与収入金額を入力すると所得金額が自動計算されます。

※給与所得以外の所得金額には、給与以外の収入金額から、必要経費や所得控除額を控除した残額を入力してください。

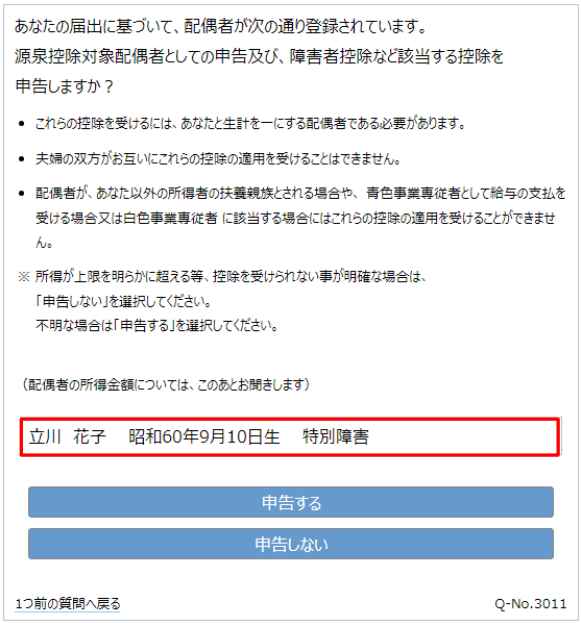


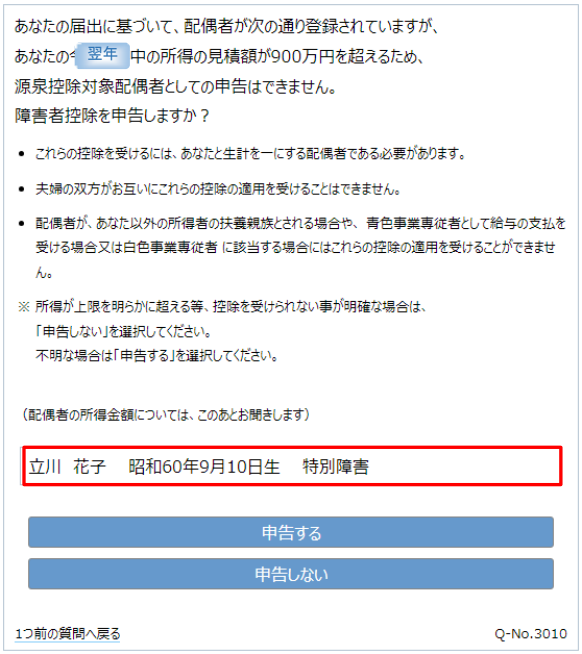
# 3.　配偶者

## 3-1. 配偶者情報確認

（配偶者が登録されている場合のみ表示されます（*1））
（本人の所得が 900 万円以下 もしくは 本人の所得が 900 万円超、かつ配偶者が障害者に該当する場合のみ表示されます）
表示される配偶者情報を確認のうえ、控除を申告するか否かを回答します。

※配偶者の氏名、生年月日、障害者区分に誤りがある場合は、別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。



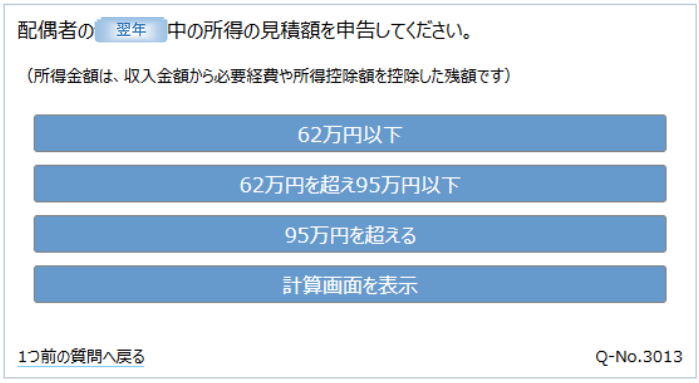

（*1）
ここで言う配偶者とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。
- 該当年 12/31 時点で「続柄：配偶者」である
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「続柄：配偶者」である

※控除対象配偶者区分は不問です。

画面が表示される条件の詳細は以下の通りです。
- 配偶者が登録されている、かつ本人の所得が 900 万円以下
- 配偶者が登録されている、かつ本人の所得が 900 万円超
  かつ配偶者が「障害：一般障害」もしくは「障害：特別障害」

### 3-1-1. 配偶者の所得見積

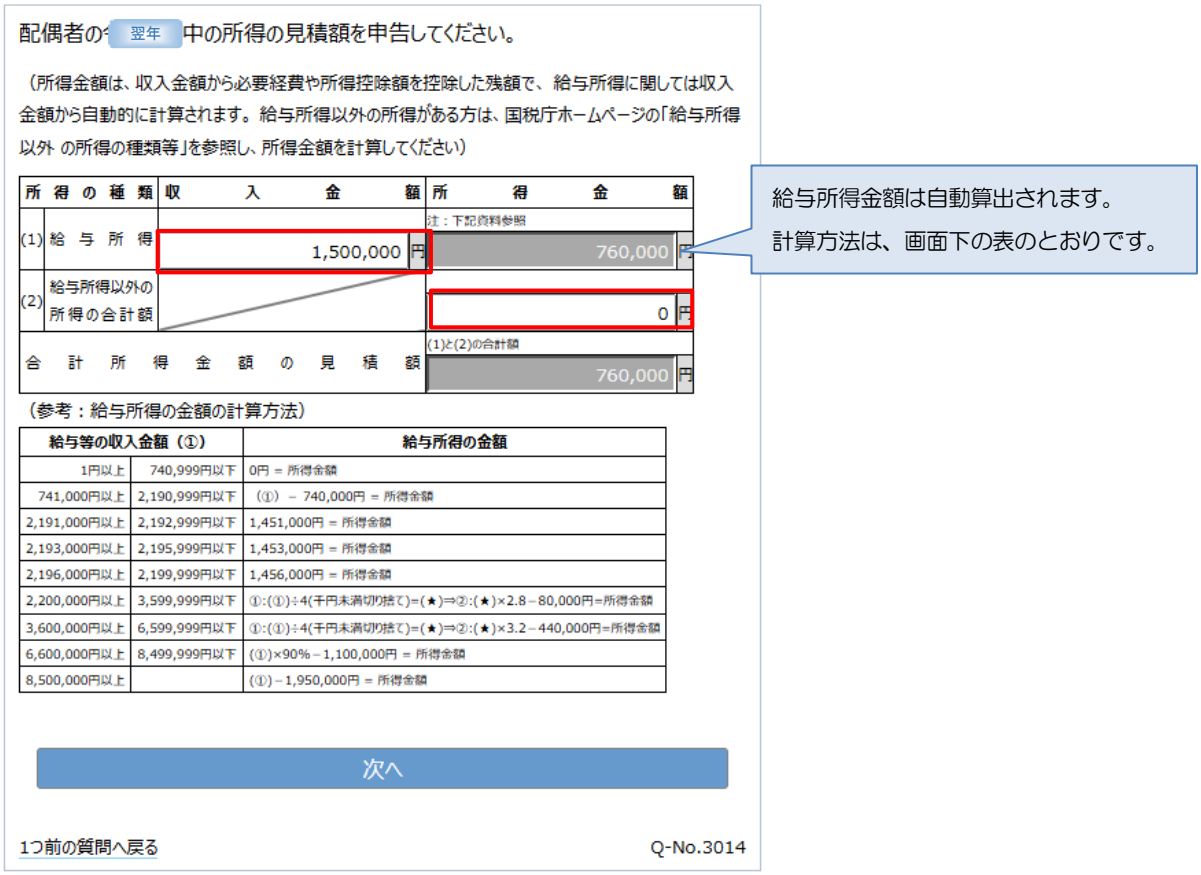
配偶者の本年の所得を参考にして、翌年度の所得見積額を選択します。
所得金額の計算方法がわからない場合は、「計算画面を表示」を選択します。




### 3-1-1-1. 配偶者の所得計算画面

配偶者の給与収入金額、給与所得以外の所得金額を入力します。
給与収入金額を入力すると所得金額が自動計算されます。

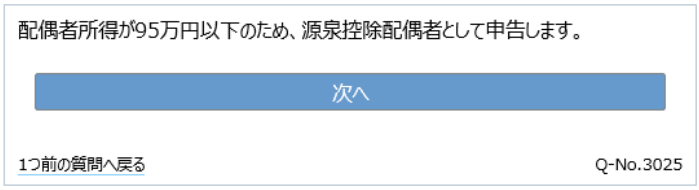
※給与所得以外の所得金額には、給与以外の収入金額から、必要経費や所得控除額を控除した残額を入力してください。



### 3-1-2. 配偶者控除の通知

これまでの入力内容に応じた通知事項が表示されますので、内容を確認のうえ、次へ進みます。

画面例）



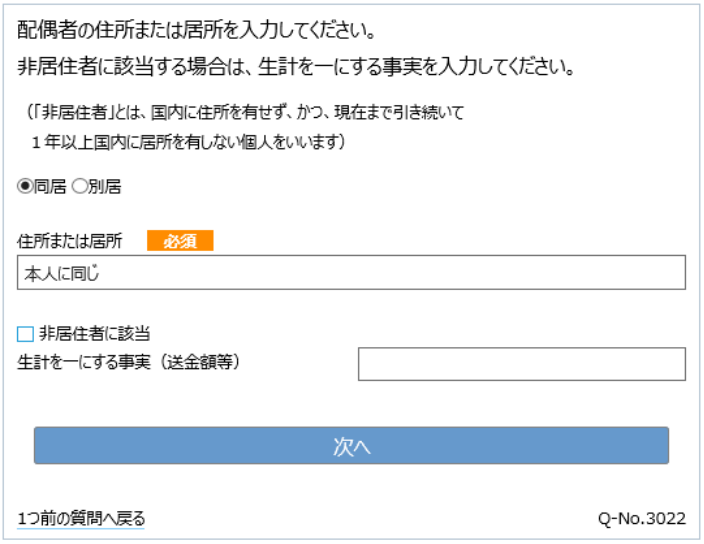

表示される通知事項は以下の通りです。

| 本人の条件 | 配偶者の条件 | 通知事項（メッセージ） |
|---|---|---|
| 本人の所得金額が900万円以下 | 配偶者の<br>所得金額が95万円以下<br>（障害者に該当しない） | 配偶者所得が95万円以下のため、源泉控除配偶者として申告します。<br>(Q-No.3025) |
| | 配偶者の<br>所得金額が62万円以下<br>かつ　障害者に該当 | 配偶者所得が95万円以下のため、源泉控除配偶者として申告します。<br>また、配偶者所得が62万円以下のため、障害者控除の適用を申告します。<br>(Q-No.3023) |
| | 配偶者の<br>所得金額が62万円超<br>95万円以下<br>かつ　障害者に該当 | 配偶者所得が95万円以下のため、源泉控除配偶者として申告します。<br>但し、配偶者所得が62万円を超えるため、障害者控除の適用を受ける<br>ことはできません。<br>(Q-No.3026) |
| | 配偶者の<br>所得金額が95万円超<br>（障害者に該当しない） | 配偶者所得が95万円を超えるため、<br>源泉控除対象配偶者としての申告はできません。<br>(Q-No.3028) |
| | 配偶者の<br>所得金額が95万円超<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が95万円を超えるため、源泉控除対象配偶者としての申告はできません。<br>また、配偶者所得が62万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.3029) |
| 本人の所得金額が900万円超 | 配偶者の<br>所得金額が62万円以下<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が62万円以下のため、障害者控除の適用を申告します。<br>(Q-No.3017) |
| | 配偶者の<br>所得金額が62万円超<br>かつ障害者に該当 | 配偶者所得が62万円を超えるため、障害者控除の適用を受けることはできません。<br>(Q-No.3018) |

### 3-1-3.　配偶者の住所確認

（本人の所得が 900 万円以下、かつ配偶者の所得金額が 95 万円以下の場合のみ表示されます）

配偶者の住所情報を入力し、次へ進みます。

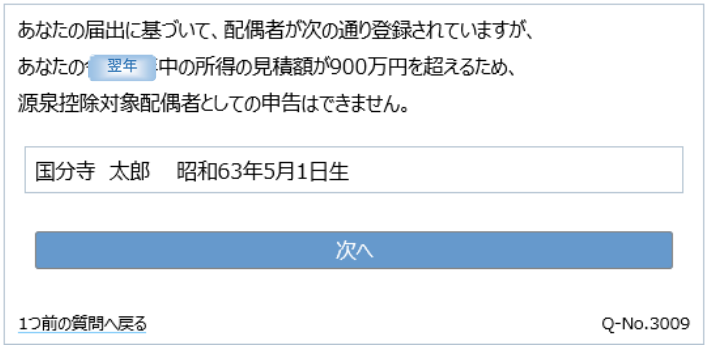



### 3-2. 配偶者情報確認２

（配偶者が登録されている場合のみ表示されます）

（本人の所得が 900 万円超かつ配偶者が障害者に該当しない場合のみ表示されます）

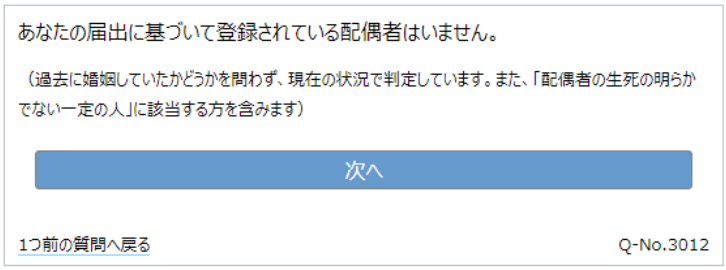
表示される配偶者情報を確認のうえ、次へ進みます。




### 3-3. 配偶者情報に関する通知

（有効な配偶者情報が登録されていない場合のみ表示されます）

内容を確認のうえ、次へ進みます。



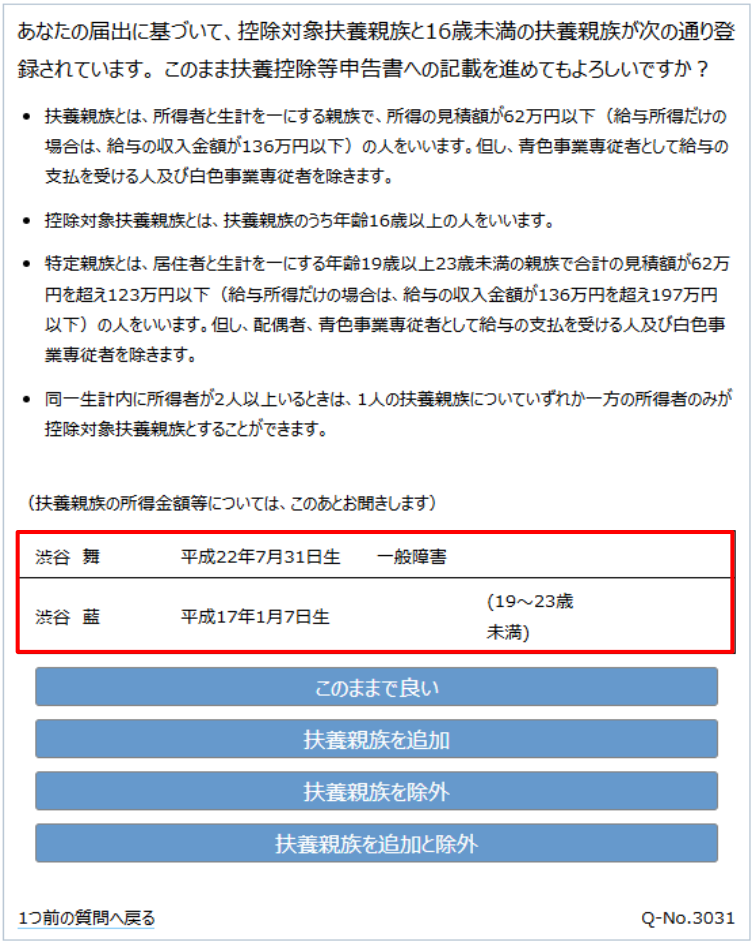
# 4.　扶養親族

## 4-1. 扶養親族確認

（扶養親族情報が登録されている場合のみ表示されます（*1））

扶養控除申告書へ記載する対象者に不足などがないか確認のうえ、追加、除外を選択します。

※扶養親族の氏名、生年月日、障害者区分に誤りがある場合は、別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。




（*1）

ここで言う扶養親族とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。

- 該当年 12/31 時点で「扶養親族：対象」である
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「扶養親族：対象」である

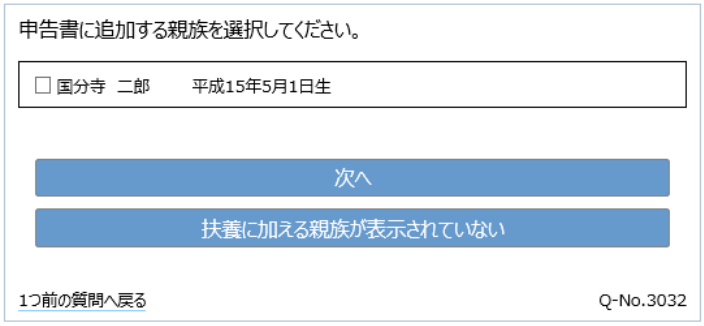
該当する扶養親族がいない場合は、4-2. 扶養親族確認画面２ が表示されます。

### 4-1-1. 扶養親族追加

（追加操作を選択した場合のみ表示されます）

『社員登録［家族］』にて、「扶養親族：対象外」となっている親族が表示されます。

扶養親族に追加する家族を選択し、事由、異動日を入力のうえ、次へ進みます。



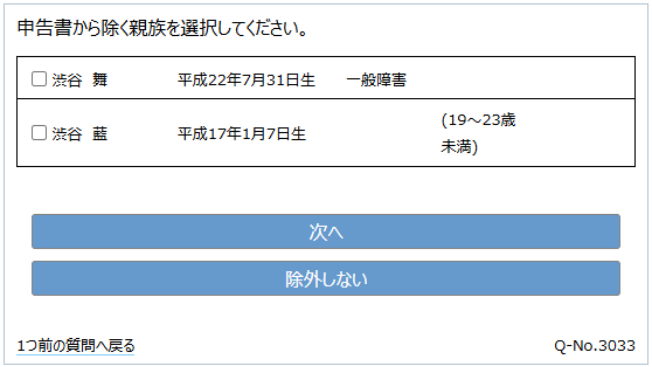

※対象者が表示されない場合（「扶養に加える親族が表示されていない」を選択した場合）は、
別途家族情報の変更が必要です。
所定の変更手続きを行ってください。

### 4-1-2. 扶養親族除外

（除外操作を選択した場合のみ表示されます）

『社員登録［家族］』にて、「扶養親族：対象」となっている親族が表示されます。

扶養から除外する親族を選択し、事由、異動日を入力のうえ、次へ進みます。

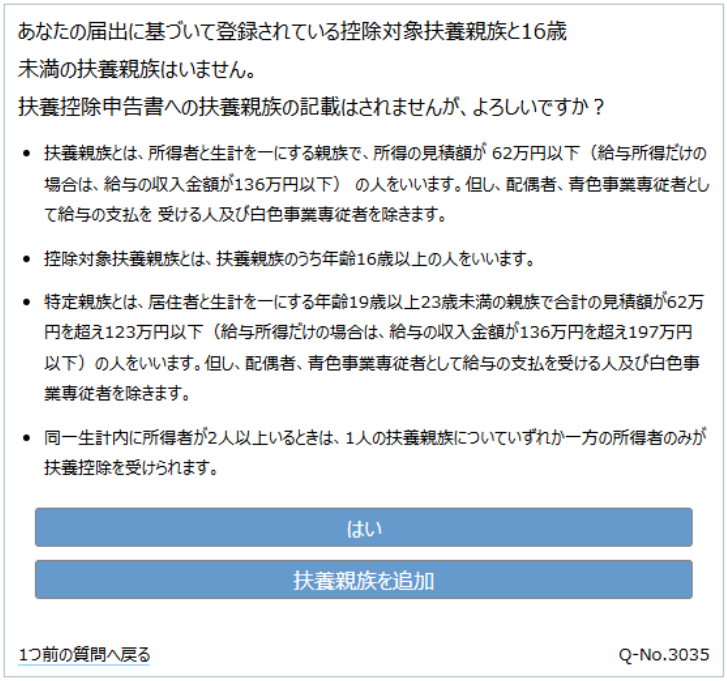



※4-1. 扶養親族確認 にて「扶養親族を追加と除外」を選択した場合は、
4-1-1. 扶養親族追加、4-1-2. 扶養親族除外 を順に表示します。

## 4-2. 扶養親族確認２

（扶養親族情報が登録されていない場合のみ表示されます（*1））

表示内容を確認のうえ、そのまま申告するか、扶養親族を追加するかを回答します。




※「扶養親族を追加」を選択した場合は、4-1-1. 扶養親族追加 を表示します。

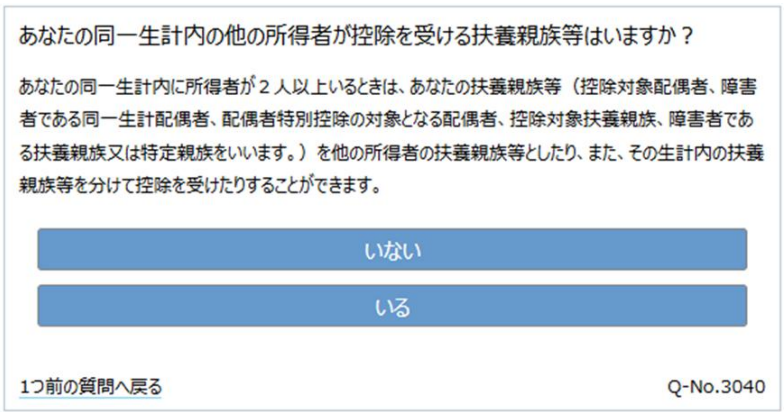
（*1）

ここで言う扶養親族とは、『社員登録［家族］』に登録されている以下の対象者を指します。

- 該当年 12/31 時点で「扶養親族：対象」である。
- 該当年 1/1～12/31 に死亡しており、「扶養親族：対象」である

## 4-3. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の確認

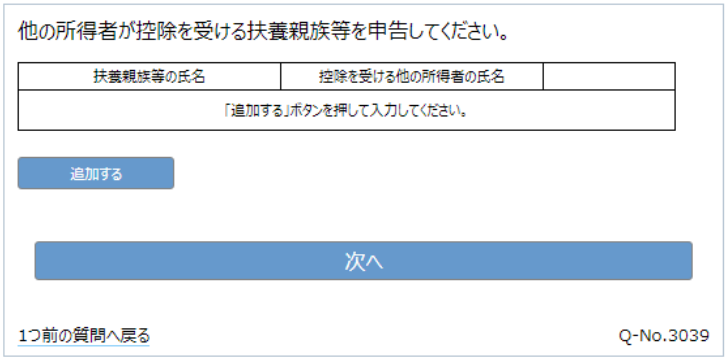
同一生計内に所得者が２人以上いる場合に、あなた以外の所得者が控除を受ける扶養親族がいるかについて回答します。



## 4-3-1． 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の入力

（4-3. にて「いる」を選択した場合のみ表示されます）

あなた以外の所得者が控除を受ける扶養親族について入力します。

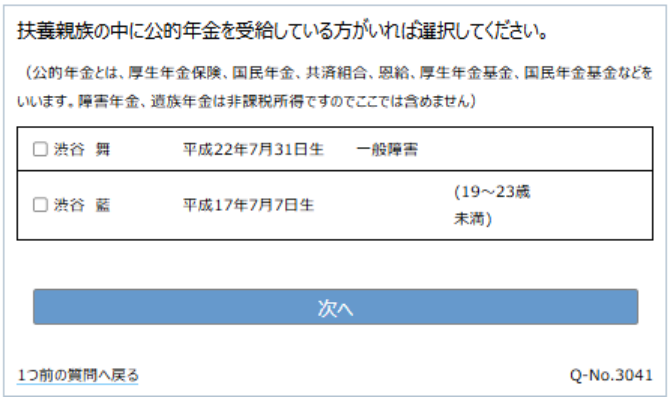



「追加する」をクリックすると、4-3-1-1. 扶養親族の入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。



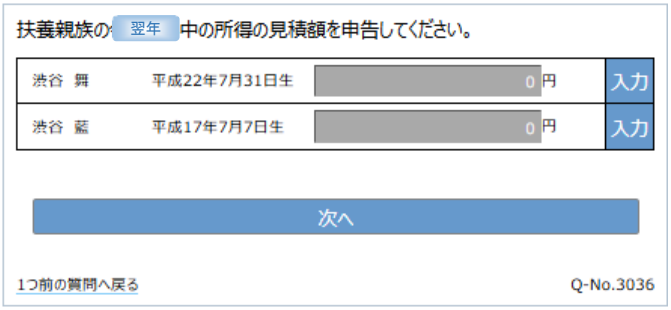
### 4-4. 扶養親族の公的年金

公的年金を受給している扶養親族を選択します。




### 4-5. 扶養親族の所得見積

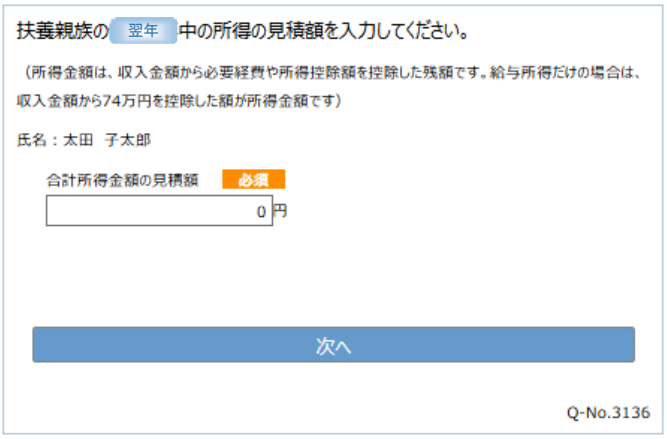
扶養親族の当年度の所得見積額（収入金額から 74 万円を控除した金額）を入力します。



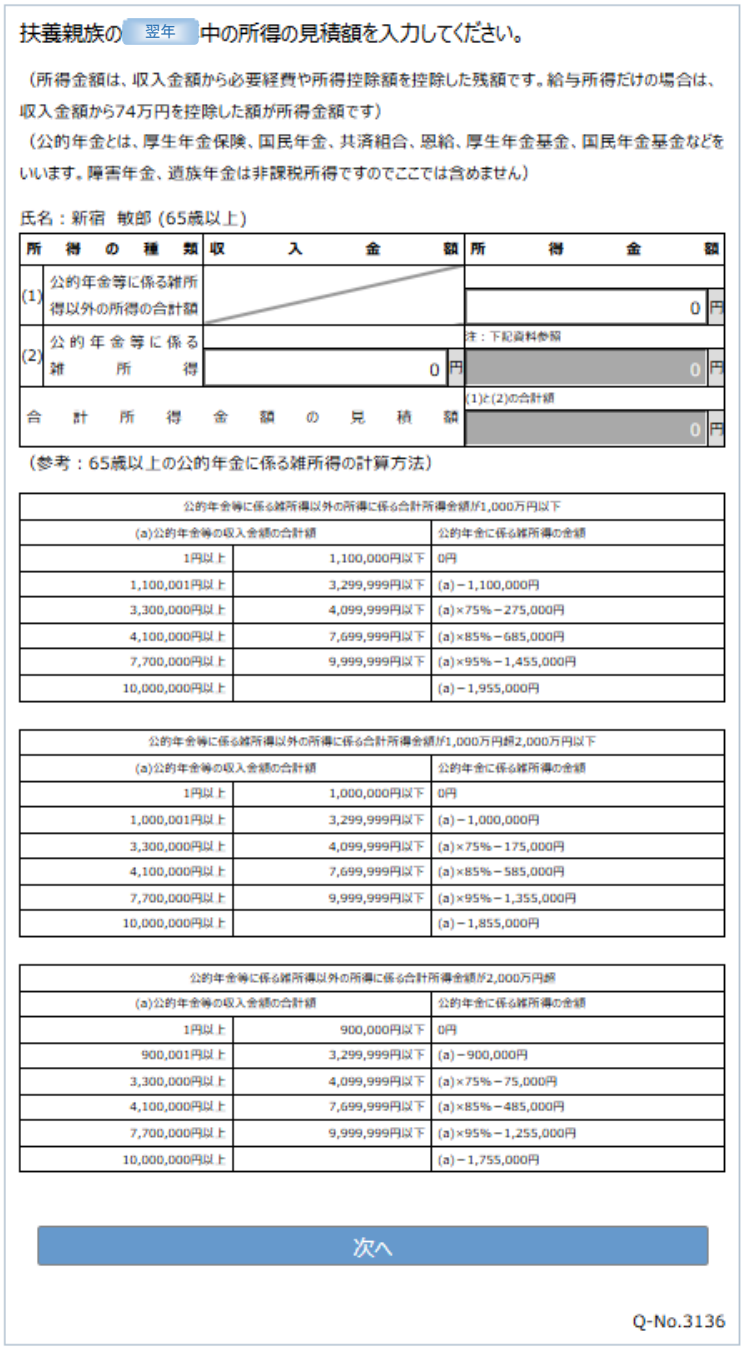

※所得金額が 62 万円を超える場合は扶養の対象とならないため、62 万円を超える金額は入力できません。（年齢が 19 歳以上 23 歳未満の場合、123 万円を超える金額は入力できません。）前の質問に戻り、対象者を扶養から除外してください。

「入力」をクリックすると、4-5-1. 所得見積の入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。

公的年金を受給していない扶養親族の場合



公的年金を受給している扶養親族の場合



扶養親族の 翌年 中の所得の見積額を入力してください。

（所得金額は、収入金額から必要経費や所得控除額を控除した残額です。給与所得だけの場合は、収入金額から74万円を控除した額が所得金額です）
（公的年金とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などをいいます。障害年金、遺族年金は非課税所得ですのでここでは含めません）

氏名：新宿 敏郎（65歳以上）

| 所得の種類 | | 収入金額 | 所得金額 |
|---|---|---|---|
| (1) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額 | | 0 円 |
| (2) | 公的年金等に係る雑所得 | 0 円 | 注：下記資料参照<br>0 円 |
| 合計所得金額の見積額 | | | (1)と(2)の合計額<br>0 円 |

（参考：65歳以上の公的年金に係る雑所得の計算方法）

| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 1,100,000円以下 | 0円 |
| 1,100,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－1,100,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－275,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－685,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,455,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,955,000円 |

| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 1,000,000円以下 | 0円 |
| 1,000,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－1,000,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－175,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－585,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,355,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,855,000円 |

| 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超 | | |
|---|---|---|
| (a)公的年金等の収入金額の合計額 | | 公的年金に係る雑所得の金額 |
| 1円以上 | 900,000円以下 | 0円 |
| 900,001円以上 | 3,299,999円以下 | (a)－900,000円 |
| 3,300,000円以上 | 4,099,999円以下 | (a)×75%－75,000円 |
| 4,100,000円以上 | 7,699,999円以下 | (a)×85%－485,000円 |
| 7,700,000円以上 | 9,999,999円以下 | (a)×95%－1,255,000円 |
| 10,000,000円以上 | | (a)－1,755,000円 |

次へ

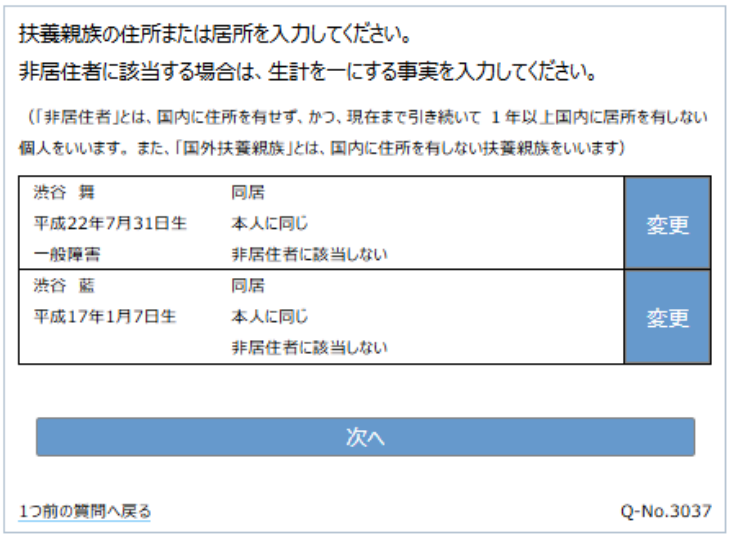
Q-No.3136



［目次に戻る］

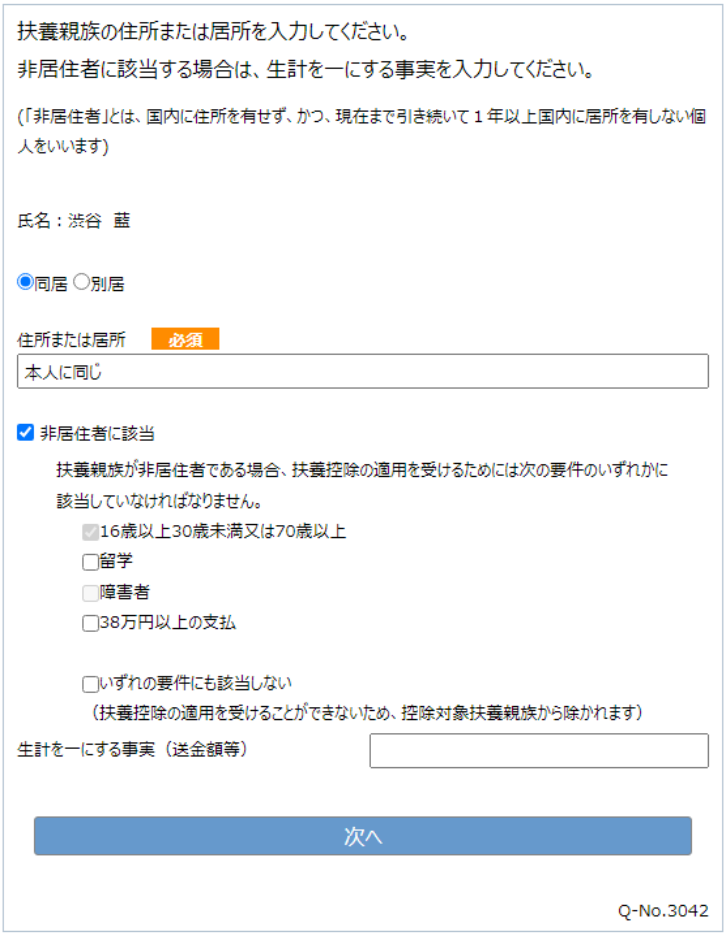
## 4-6. 扶養親族の住所居所

表示される住所情報を確認のうえ、必要に応じて変更し、次へ進みます。

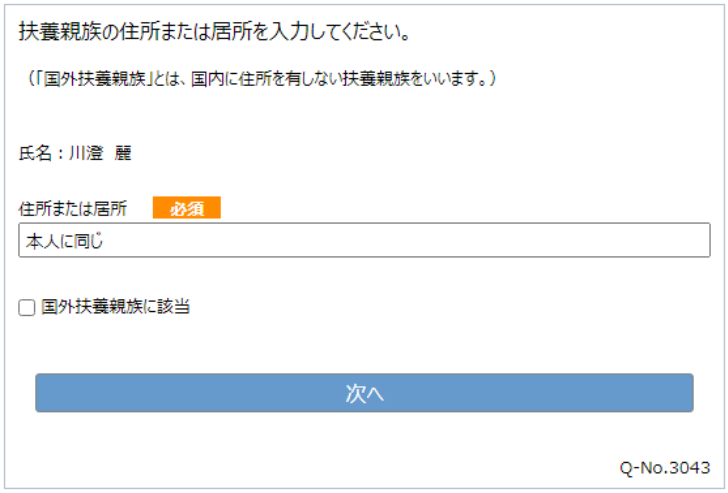



「変更」をクリックすると、4-6-1. 住所居所の変更画面が表示されますので、必要事項を入力してください。
選択する扶養親族の条件により、入力内容が異なります。

### １６歳以上



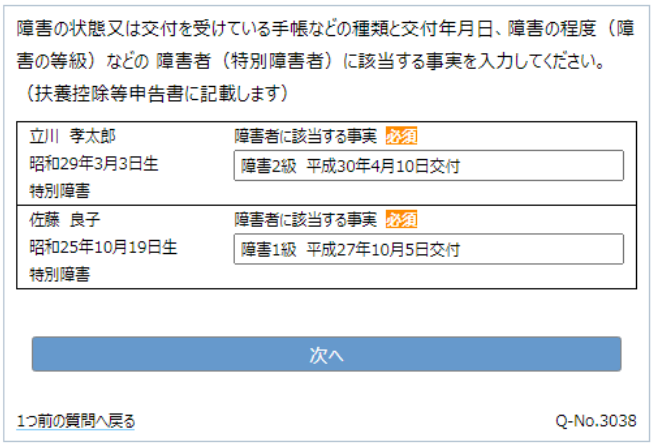
１６歳未満




## 5.　障害者

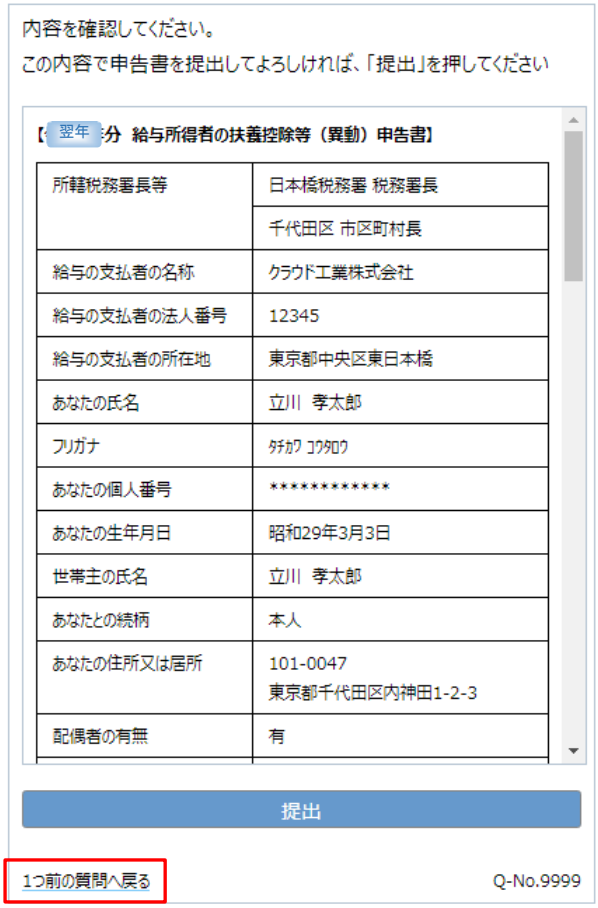
### 5-1. 障害者情報登録

障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などを入力します。



## 6. 確認画面

1.~5. で申告した内容が表示されますので、内容を確認のうえ、問題ない場合は提出します。




- 訂正が必要な場合は、「1 つ前の質問へ戻る」もしくは「ナビゲーション」を使用し、変更する画面まで戻ります。
- 提出後は、申告内容を変更できなくなります。
  提出後に変更が必要になった場合は、人事担当者へ連絡してください。

ProSTAFF Cloud

# 年末調整処理手順書（WEB 申告）

ITECS アイテックス株式会社